

令和4年度（2022年度）

# 高齢者の権利擁護を考える集い

～ 成年後見制度のこれからを考える ～

## 報告書

開催日時 令和5年(2023年)1月25日(水) 13:30～17:00  
会場 かでる2.7 大ホール (札幌市中央区北2条西7丁目)  
主催 北海道

時間	内容
13:00 13:30～	開場 開会・主催者挨拶
13:35～14:00	行政説明 「令和3年度(2021年度)道内における高齢者虐待対応状況について」 北海道保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課
14:00～15:00	基調講演 「成年後見制度の現状と課題」 弁護士法人リブラ共同法律事務所 弁護士 小泉 純 氏
15:00～15:15	休憩
15:15～16:45	パネルディスカッション 「高齢者を守る制度とするために、専門職、市民後見人、家族の立場から考える」  【コーディネーター】 ○ 北海道高齢者虐待防止推進委員会 委員長 (札幌ことぶき法律事務所 弁護士) 井川 寿幸 氏  【パネリスト】 ○ 弁護士法人リブラ共同法律事務所 弁護士 小泉 純 氏 ○ 北海道行政書士会 一般社団法人北海道成年後見支援センター 理事 南方 宏幸 氏 ○ 北海道認知症の人を支える家族の会 事務局長 西村 敏子 氏 ○ 苫小牧市社会福祉協議会 総合支援室長 古川 義則 氏
16:45～17:00	質疑・閉会



視聴  
方法

### YouTubeアーカイブ

<https://www.youtube.com/watch?v=AvrtfAlXQqY>

資料

### 北海道のホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/137588.html>

## ■ 開会挨拶

### 【司会】

ただいまから「令和4年度 高齢者の権利擁護を考える集い」を開会します。

今年度は「高齢者を守る制度とするために～成年後見制度のこれからを考える～」と題して開催します。今回は、対面とオンラインを併用した形で開催しており、ご来場いただいている皆様のほか、オンラインで250名以上の方々から参加申し込みをいただいているところです。

申し遅れました。私は本日、司会を務めます北海道保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課の小川と申します。よろしく申し上げます。

始めに主催者を代表しまして、北海道保健福祉部 高齢者支援局長の板垣臣昭から、ご挨拶申し上げます。

### 【板垣】

ご紹介いただきました、北海道保健福祉部 高齢者支援局長の板垣と申します。

「高齢者の権利擁護を考える集い」の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。皆様方には日頃から、地域におきまして、それぞれのお立場から、高齢者の権利擁護や各種支援業務にご尽力頂いておりますことに、心から感謝申し上げます。

また、講師の方々には、大変お忙しい中、この集いへの参加をお引き受けいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、平成18年に、高齢者虐待防止法が施行されてから、16年が経過いたしました。各自治体におきましては、虐待防止に関する体制整備は進んでいるものの、虐待の件数は依然として、増加傾向にあります。

先月、厚生労働省が毎年調査を実施しております、高齢者に対する虐待の状況が公表されました。介護施設の職員による高齢者への虐待が、令和3年度、全国で739件と過去最多となりました。北海道におきましても、残念ながら介護保険施設などで、入所者の方に対する虐待事案が発生しております。

こうした虐待の背景には、介護技術の問題や介護のストレスなど様々な要因があると思われませんが、施設の職員不足による業務負担、こういったことも要因の一つと考えられますことから、昨年12月、介護職員の処遇改善・人材確保に向けた施策の充実につきまして、改めて国に要請を行ったところでございまして、また、道が所管いたします入所施設への実態調査につきましても、実施を今後予定しているところでございます。

虐待は未然に防止することが何よりも重要であり、道では、高齢者の権利擁護に対する正しい知識

や、高齢者虐待防止法の普及啓発を進めるため、この集いを毎年開催しているところでございます。

本日は「成年後見制度のこれからを考える」をメインテーマとし、基調講演として、リブラ共同法律事務所の弁護士、小泉純様に「成年後見制度の現状と課題」についてご講演いただきます。

また、パネルディスカッションにおきましては、「高齢者を守る制度とするために、専門職・市民後見人・家族の立場から考える」をテーマとし、北海道高齢者虐待防止推進委員会の委員長でございます、札幌ことぶき法律事務所弁護士、井川寿幸様にコーディネーターをお願いし、パネリストとして基調講演を頂く小泉様のほか、北海道成年後見支援センター理事の南方宏幸様、北海道認知症の人を支える家族の会事務局長の西村敏子様、苫小牧市社会福祉協議会総合支援室長の古川義則様にもご参加いただき、様々な視点からご議論いただきたいと思いますっております。

終わりになりますが、本日のこの集いが、皆様方にとって実り多いものとなりますことをご祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

## ■ 行政説明：道内における高齢者虐待対応状況について

### 【司会】

続きまして、「令和3年度 道内における高齢者虐待対応状況」について、北海道保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課 課長補佐の丸田路から行政説明させていただきます。

資料は1になります。

### 【丸田】

北海道庁 高齢者保健福祉課の丸田と申します。

本日は、この集いにご参加いただき、ありがとうございます。

私からは、令和3年度の道内における高齢者虐待対応状況について行政説明をさせていただきます。本日の説明事項は以下のとおりです。

まず高齢者虐待防止法についてご説明いたしまして、そのあと、この法律に基づいて厚生労働省が毎年実施しております高齢者虐待に係る調査について、昨年12月23日に令和3年度の調査結果が公表されておりますので、その内容についてご説明いたします。

それではまず、高齢者虐待防止法についてです。正式名称は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」で、高齢者虐待の防止とともに養護者に対する支援などに関する施策を推進し、もって、高齢者の権利利益の擁護に資するこ

とを目的としております。施行は平成18年4月1日で、高齢者虐待に係る調査も、平成19年度より前年度実績について毎年確認を行い、調査結果を公表しているところです。

次に、調査で使用しております用語の定義についてご説明いたします。

まず高齢者についてですが、この法律では65歳以上の者と規定しております。なお、65歳未満の者であっても、養介護施設に入所していたり、養介護事業に係るサービスの提供を受ける障がい者については、高齢者とみなして養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用することとしております。

次に、先ほどのスライドにも何度か出ていました養介護施設従事者についてです。この法律では、老人福祉法または介護保険法で規定している①の施設及び②の事業に従事する者を、併せて「養介護施設従事者等」としております。

なお、①の最初にある「老人福祉施設」とは、老人福祉法第5条の3に規定する老人デイサービスセンターや、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、福祉センター及び老人介護支援センターとなっております。

また、その右側に記載されている「有料老人ホーム」は、老人福祉法第29条第1項に規定されており、「老人を入居させ、入浴・排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与をする事業を行う施設のうち、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居、その他厚生労働省令で定める施設ではないもの」というように定義されております。

そして、この2つ以外の介護老人福祉施設や介護老人保健施設などについては、介護保険法で定められた施設となっております。

そして、②の養介護事業については、最初に記載しております「老人居宅生活支援事業」が、老人福祉法第5条の2第1項に規定された事業となっており、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業が該当しております。

これ以外の居宅サービス事業や、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業などは、介護保険法で定められた事業となっております。

次のページには、「養護者」の定義を記載しております。養護者は、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者」と定義されており、具体的には、高齢者の世話をしている家族・親族・同居人等となります。

また、この法律で定義する「高齢者虐待」は、養護者や養介護施設従事者等が行う次のページのい

れかに該当する行為とされております。

最後に、虐待の種別についてご説明いたします。

法律では「身体的虐待」等の用語は使用されておりませんが、次に説明する調査で使用されている区分に基づいて5つの区分で表を作成しております。

種別は、身体的虐待・介護等放棄・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待の5つとなっており、その定義は表の右側に記載しているとおりですが、具体的には、身体的虐待であれば、暴力的行為や高齢者の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為、身体の拘束など。

介護等放棄では、水分・食事の摂取の放任や入浴・排せつ介助の放棄などにより、高齢者の生活環境や身体・精神状態を悪化させる行為のほか、高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり医学的診断を無視した行為、必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為などがあります。

3つ目の心理的虐待については、威嚇的・侮蔑的な発言や態度、高齢者の存在や行為を否定・無視するような発言や態度、高齢者の意欲や自立心を低下させる行為、無視や嫌がらせなど、心理的に高齢者を不当に孤立させる行為。

性的虐待には、排せつの失敗などを理由として、性的羞恥心を喚起する行為を強要することなどがあります。

最後の経済的虐待ですが、具体的な例としては、年金・預貯金の無断使用、必要な費用の不払い、金銭の寄付や贈与の強要、日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない、不動産や有価証券などの無断売却などです。

それでは、実際の調査結果についてご説明いたします。

まず、養介護施設従事者等によるものです。少し小さくて見にくいかと思いますが、こちらが、全国と全道の平成28年度から令和3年度までの5年間の相談・通報件数と、虐待の事実が認められた件数の推移です。全国については、令和3年度の相談・通報件数が2,390件、虐待の事実が認められた件数が739件となり、ともに過去最多となっているのに対し、右側の北海道においては、虐待の事実が認められた件数は28件で過去最多となっておりますが、相談・通報件数は77件で、これは過去最多とはならず、ほぼ70件程度で横ばいに推移しているところです。なお、通報件数が最も多かった都道府県は、埼玉県の232件、続いて、東京都の219件、大阪府の218件となっております。

次に、虐待の種別ごとの人数です。

虐待の事実が認められたもののうち、どのような虐待があったのかを複数回答で集計しております。1件で複数の高齢者に対する虐待が認められたケースもあるため、虐待と判断した件数よりも人数は多

くなっております。虐待の種別の傾向は全国・全道ともに同様で、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待が多くなっております。

次に、相談・通報者の内訳です。

全国・全道ともに当該施設職員が最も多く、その次が家族・親族となっております。なお、その他には、その施設の管理者や元職員、医療機関従事者、介護支援専門員、地域包括支援センター職員などが含まれております。

最後に、相談・通報のあった施設種別です。全国では、特別養護老人ホームが最も多く、次いで有料老人ホームの順となっておりますが、全道では逆の順番となっております。また、その他の欄に含まれている施設としては、介護療養型医療施設または介護医療院、短期入所施設、居宅介護支援等、軽費及び養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護などがあります。

次に、養護者による虐待についてです。こちらが、全国と全道の平成28年度から令和3年度までの5年間の相談・通報件数と、虐待の事実が認められた件数の推移です。

こちらの方が、養介護施設従事者等によるものよりも数が多くなっております。全国では、令和3年度の相談・通報件数が36,378件で過去最多となる一方、虐待の事実が認められた件数は16,426件で、2年ぶりの減少となっております。

北海道においては、虐待の事実が認められた件数は321件で、昨年よりやや増加していますが、過去5年間では減少傾向にあり、相談・通報件数は1,056件で、令和元年度より減少傾向にあります。なお、通報件数が最も多かった都道府県は、東京都の4,159件、続いて大阪府の3,470件、神奈川県2,596件となっております。

次に、虐待の種別ごとの人数です。こちらも、虐待の事実が認められたもののうち、どのような虐待があったのかを複数回答で集計しております。虐待の種別の傾向は、全国・全道とも身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待が多くなっていますが、その次に多い種別は、全国では介護等放棄、北海道では経済的虐待となっているところです。

次に、相談・通報者の内訳です。全国・全道ともに、職務上知り得た者が最も多く、その次が、家族・親族となっております。なお、職務上知り得た者は警察や介護支援専門員が多く、そのほか市町村職員や民生委員、介護保険事業所職員なども含まれています。また、その他は近隣住民や匿名者などからの通報となっております。

次に、虐待者の被虐待高齢者との続柄の内訳です。全国・全道ともに、息子が最も多く、その次が配偶者となっておりますが、北海道は全国と比べ、配偶者の割合が高くなっております。

ここからは、全国調査の結果からの数字となりま

す。養護者による虐待の発生要因として多いものを挙げております。被虐待者の要因としては、「認知症の症状」が55.0%、「身体的自立度の低さ」が42.9%と多くなっております。また、養護者側の要因としては、「介護疲れや介護ストレス」が52.4%、「養護者の精神状態が安定していない」が48.7%、「被虐待者との虐待発生までの人間関係」が47.3%と、こういった要因が多くなっております。

最後に、令和3年度に養護者による虐待の事実が認められた事例に対する対応としての、成年後見制度の利用状況についてご説明いたします。

表にありますとおり、令和3年度以前に既に成年後見制度利用開始済であった方が191人、令和3年度中に成年後見制度利用開始済の方が722人、令和3年度中に成年後見制度利用手続き中の方が638人となっております。令和3年度中に利用開始済の方と利用手続き中の方を合わせた1,360人のうち、市町村長が申し立てをした事例は909人となっております。また、日常生活支援事業の利用者は224人、そのうち成年後見制度利用手続き中の方は17人となっております。

説明については以上となりますが、高齢者虐待防止法の第28条には成年後見制度に関する規定がございまして、「国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置などを講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない」とされており、本日の集いはその一助になればと考えております。

私からの説明は以上です。ありがとうございました。

## ■ 基調講演： 成年後見制度の現状と課題

### 【司会】

続きまして、基調講演に移ります。

「成年後見制度の現状と課題」と題して、弁護士法人リブラ共同法律事務所、弁護士の小泉純様にご講演いただきます。資料は2になります。

小泉先生、よろしくお祈りします。

### 【小泉氏】

皆様こんにちは。ご紹介に預かりました、弁護士の小泉と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

皆様、寒い中お越しいただきましてありがとうございます。かなり風が吹いて大変だったかなと思うんですけども、来ていただいて大変ありがたいと思っております。弁護士の仕事上、外で講演することもあったりするんですけども、コロナでなくなってしまって、久々にこういう場面でお話することになりますので、ちょっと緊張しております。

本日、基調講演ということで、私の方でお題として預かっておりますのが「成年後見制度の現状と課題」ということで、今日はお話することになっております。本題に入る前に、まず私は弁護士ではあるんですけども、どうしてここでこういうお話することになったかというのを、自己紹介ですね、どんな人間かということを紹介できればと思っております。

まず、私は札幌弁護士会というところに所属しております。弁護士というのは都道府県に基本一つぐらいあるのですが、弁護士会に必ず入ることになっているんですね。私は札幌弁護士会というところに所属している弁護士で、冒頭の方に「リブラ共同法律事務所」という名前が出てきたと思いますが、弁護士というのは弁護士会に所属した上で、それぞれ事務所を構えたり、何処かの事務所に所属したりといったような形になっているので、私は札幌弁護士会に所属し、リブラ共同法律事務所にも所属している弁護士になっています。

今回、私が成年後見に関してお話することになった理由にもなるんですけども、弁護士会には高齢者障害者支援委員会という委員会がありまして、弁護士会というのは、実はこういう委員会がたくさんありまして、例えば刑事弁護とか消費者保護だったりとか、はたまた人権擁護とかいろいろな委員会がたくさんあって、それぞれにいろいろな弁護士が所属しています。私は高齢者障害者支援委員会というところに所属して、主に札幌弁護士会において高齢者問題だったり障がい者問題だったりとか、そういう問題が起こった時に対応する委員会に入っています。

また最近、下の方に書いてある日本弁護士連合会の高齢者障害者権利支援センター委員というのも務めておまして、各弁護士会の大元の組織を「日弁連」というのですが、そこに全国の各弁護士会から弁護士を集めまして、全国会議みたいなものを日弁連の方で開いているんですね。それが日弁連高齢者障害者権利支援センターになっておまして、これもいくつか会が分かれていて、障がいの会だったりいろいろあるのですが、私はその後見関係の会に所属しておまして、その関係で全国的な成年後見に関する動きというのがわかる立場にあり、それもあって今回お話をさせていただくことになったのかなと思っております。また、こういう委員会に入っているからというのもあるんですけども、実際に後見人として業務を行っていることもあるのかなと思っております。そんな立場にありますので、実際の成年後見の業務とかを踏まえながら、本日はお話できればと思っております。

ご存じの方も多いとは思いますが、まず簡単に「成年後見」というのはどういう制度かということをお話できたらなと思っております。

1枚めくっていただくと、まず「成年後見制度」というものなのですが、大きく分けると「法定後見」と「任意後見」という制度がありまして、まず「法定後見」から簡単にご説明できたらと思えます。書いてあるとおりののですが、判断能力の不十分な者を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、又は本人による法律行為を助ける者を選任する制度というような記載になっています。これだけ読むとちょっとわかりづらいものにはなるんですけども、簡単に言うと、裁判所が後見人というのを選んで、後見人がご本人の代わりにいろいろ法律行為として契約をしたりとか、お金の管理や各種支払いとか、そういうことを行うというような制度になっています。

ご本人の状態に応じて、それぞれ三つの類型に分かれておまして、これが「後見」「保佐」「補助」というタイプの三つですね。それぞれの役割に就いた時に、後見人と呼ばれたり保佐人と呼ばれたり補助人と呼ばれたりするんですけども、何が違うかというご本人の判断能力のレベルがそれぞれ違っておまして、民法的な意味あいを読むとすると、後見というのが精神上の障がいにより判断能力を欠く状況にあり、つまり常に判断能力を欠いていますよという方を後見と言うんですね。逆に保佐はというと、精神上の障がいにより判断能力が著しく不十分な者を対象としています。つまり常に欠いているか、常に欠いているわけではないけれども不十分だというような方は保佐人という形で選任することになります。最後、補助ですね。補助というのは、精神上の障がいにより判断能力が不十分な者のうち、

後見や保佐の定義に至らないで、軽度な者というように言われています。ですので、それぞれご本人の判断能力に応じて、判断能力のレベルが一番難しい方が後見になって、中ぐらいが保佐、一番軽度な状態のある方が補助というように三つの類型に分かれています。厳密に区切れるわけではないんですけども、最終的にどの類型にするかというのは裁判所が判断して決めることとなります。

その後見制度で一番悩ましい、そういう制度になっているので仕方ないんですけども、悩ましい部分ですが、家庭裁判所に後見等の開始の申し立てを行う必要があります。後見につくまでの流れとしては、家庭裁判所に「この人に後見人をつけてください」というような申し立てをすると、裁判所が、例えば申立書に付いている診断書とか、あとはご本人に会ったりとかして「この人には後見人をつけた方がいいね」となった時に、裁判所が後見人を選任することになります。申し立てできる人としては、ご本人もできるし配偶者だったり両親等の親族だったり、後ほどお話しにも出てきますが、市町村長、つまり札幌市だったら札幌市長さんというように市長が申し立てるということもできるようになっています。つまり法定後見の場合は、「この人に後見人をつけてください」という形で誰かが申し立てしないと始まらないんです。自動的に始まるものではなくて、誰かが申し立てをしなければいけないという制度になっています。

次に任意後見。これもよく最近ニュースで出たりするときもあるので、もしかしたら皆さん知っているかもしれないのですが、任意後見というのは、レジュメの方にも記載されているんですけども、本人が十分な判断能力を有するときに、あらかじめ任意後見人となる者や将来その者に委任する事務の内容を定めておいて、本人の判断能力が不十分になった後に任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度、との記載があります。つまりまず第一に、まだ判断能力が普通の状態の時に「この人に後見人をお願いします」というような契約をするんですよ。二番目のポツのところにも書いてますけれども、本人と任意後見人との間で、本人の生活・療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える旨の契約、任意後見契約というのですがこれを契約します。これは、法律で公正証書、公証役場というのを聞いたことがあるかもしれませんが、お二人で公証役場に行って、公正証書というもので契約を締結する必要があります。その契約書の中に「任意後見人はこの人がいいです」と、ざっくり言えば、そのような記載があってそういう契約書を作ると。その後、ご本人の判断能力が不十分になってしまった、認知症とか高齢とかいろいろな影響で判断能力がちょっと怪しくなると、例えば金銭管理が難しくなったりとかそういうような状

況があった場合に、家庭裁判所に対して、これがポイントなんですけれども、任意後見監督人というのを絶対につけないといけないんですよ。任意後見人がきちんと法的な効力がある形で仕事をするためには、後見監督人をもう一人つけなければいけないという制度設計になっています。ですので、これをしないと何の効力もないとか、きちんとした効力のない任意後見候補者という形ですと仕事が続いていくことになるので、きちんと申し立てないといけないというのが最近の問題になっています。結局、その法定後見も任意後見も後見人になってしまえば、それぞれできることというのは似てくるものではあるんですけども、任意後見の場合は契約なので、契約の中で例えば「こういうをお願いします」みたいなことを特別に付け加えたりとか、いろいろと契約で具体的に定めることもできるので、それに従ってちょっと内容も変わってくるのかなと思います。

実際後見人というのは、皆さんの中にももしかしたらやっつてらっしゃる方がいるのか、見たこと・接したことある方がどれぐらいいらっしゃるのかわからないところもありますが、どんな仕事をしてるかというのがあまりわからない方も多いかと思うので、保佐人・補助人も含むざっくり「後見人」という人たちがどういう仕事しているかというのをお話できたらなと思います。

法律的に民法上、後見人という仕事が定められていまして、大きくは財産管理と身上監護というように分かれています。

財産管理というのは、主に毎月の入出金の管理だったり、通帳を管理して毎月の入出金を管理したり、何か公共料金だったり医療費だったりとか支払いが必要な場合に支払いの管理をしたりとか、例えば損害賠償請求ですよ。お金を請求しなければいけないけれども、判断能力がないので自分ではできないと。こういう場合にも後見人をつけることがあるんですけど、そういう賠償請求をしたりとか、例えば不動産を持ってらっしゃって、毎月の賃料だとか修繕があつたらそれを管理しなければいけないとかいうような場合に、そういう管理をすることを財産管理というんですけども。

身上監護というのは、ご本人の生活・健康・医療に関する事務一般のことなんですけれども、例えば住居を確保したり、どこかに転居しなければいけないとか、施設に行かなければいけないとかとなったときに、施設を見て選んだりとか。あとは福祉サービスですね。介護保険に関する契約とかをしたりとか、病院にかからなければいけなかったら病院との医療契約をしたりとか。あとは施設に入ったら、施設の入所契約をしたりとか、そういうのを身上監護という言い方をするんですけども、そういう業務を行っています。これだけだとちょっと抽象的なので

分からないこともあるかもしれませんが、例えば私は後見人とか保佐、補助含めて複数件やってるんですけれども、ご本人が独居だったりしたら、通帳を預かってご本人の口座からお金を引き出して届けに行ったりとか。あとは、例えば自分で管理できなくなった人であれば、公共料金を代わりに支払ったりとか、通帳から引き落としになるように手続きをしたりとかしたりしますし、例えばそういう方ですと、病院に行っても病院から請求書ももらっても、自分で支払えないという方もいらっしゃるのです。そういうときは、病院から直接請求書いただいてそこに振り込んで医療費を支払ったりとかというのをしていますし、あとは役所関係ですね。介護保険とか使っていると、いろいろ役所から届いたりしますし、そういう役所から届く資料を確認したりもしますし、何か役所関係に必要な手続き、手帳の更新とかそういうのがあれば、こちらで代わりにやったりとか。あとは入院したりとか、施設入所になった場合には、当然施設さんとの間でやりとりをして、どういう契約が必要か、どういうサービスが必要かというのを話して、契約書が必要であれば契約したりとかというようなことを行っているような感じになります。もちろん、本人が何か分からないこととかがあれば、こちらの事務所に電話がきてそれに答えます。「こういうふうにしてくださいね」とか「こうしていきましょう」だとかという感じでやってくこともあります。

一つ、後見人になった時の特徴というのが、法定後見の場合もそうなんですけど、家庭裁判所が関わっていますので、最初に後見人になったタイミングと、あと年1回本人の誕生日月、例えば4月生まれであれば4月中に裁判所に1回報告しなければいけないんですよ。こんなことがありましたとか、こういう財産がこういうふうになりましたという。通帳の写しを出したりとかして、年1回報告しなければいけないようになっています。後見業務自体は、ご本人の状況に応じて少し変わってくるかなと思います。

先ほど最初の方で、行政の方から虐待の件数のご報告があったかと思うんですけども、弁護士としてやれることは実はたくさんあるので、弁護士のほうにすごく悩ましい案件が回ってくるというのが多くて、虐待ケースとかで後見人をつけなければいけないということになった時に、例えば家庭裁判所からは、弁護士のほうに「こういう虐待案件なんですけど、後見人の申し立てが来まして」みたいに来ることもあって、会として専門職として後見人として対応することもあります。

私も何件か身体虐待のケースだったりとか、経済虐待のケースもやったりしていて、皆さんも、特に福祉関係者の方であればよく経験するかもしれないんですけども、8050問題とって、ご高齢の親が

いて、ずっと仕事をしていない、例えば息子さんないし娘さんがいてずっと生活していて、お母さん、例えば親の方が認知症とかで判断力がなくなった時に、その生活が破綻するみたいなことということで、私が経験したケースでも、ご高齢のお母さんがいらっしゃるって、恐らくアスペルガー系の障がいをお持ちのずっと働いていない息子さんがいらっしゃるって、だいたい90、60ぐらいの年齢差なんですけども、お母さんの方が判断力がなくなってきて、金銭管理ができなくなって。そうすると息子さんが、それをアルコールに頼るようになるんですけども、息子さんがその障がいの関係とかで金銭管理ができなくなって。言ってしまうと、ギャンブルに使ってしまったとか何か浪費してしまって、例えば年金が出た月にすぐ全部お金がなくなってしまう、預貯金がなくなってしまうというケースで、ほかの親族から後見申し立てがされて、いわゆる経済虐待として認定されてそこに関わっていく、お母さんの後見人として関わっていくというケースとかも結構あったりするんですよ。ですので、もしかしたらこれからもそういうケースというのは増えてくるのかなと思っていたところでした。成年後見制度ということでお話ししました。

次に、現状についてお話ししたいと思います。レジュメの次のページになりますけれども、現状ということで、日本の総人口というのが令和3年10月時点で、1億2,550万人ぐらいとなっているうち、よく高齢化社会といわれていますので、65歳以上の人口というのが3,621万人ですね。これが、総人口に占める28.9%という数字になっているようです。これは厚労省の統計からとってきたものなんですけれども、そのうち65歳以上の高齢者の認知症患者数と有病率の将来推計についてみると、平成24年（2012年）は認知症患者が462万人と65歳以上の高齢者の7人に1人ぐらいというようにいわれているようですけれども、これが2025年、数年後ぐらいですかね、には約700万人、5人に1人になると見込まれています。これは内閣府の白書からとってきた数字ですね。つまり何をお伝えしたいかと言うと、潜在的には700万人くらいが今後認知症の可能性があって、例えばそういう認知症の方で、判断能力が落ちた時には、すごく大きく見積もっても700万人くらい後見制度を使う可能性があるということになるのかなと思います。

ちなみに私は今、厚別区の新札幌にある事務所にいるんですけども、札幌の人ならわかる人も多いかもしれませんが、実は問題になっているのが、厚別区のもみじ台という場所がありまして、ここが高度経済成長に伴う札幌への人口集中に対応するためということで、大規模な団地があるんですよ。この高齢化率が約49%、つまり半分ですよ。半分が高齢者層になっている地区というのがあって、こ

の講演自体は札幌だけではなくて全道の方が見てらっしゃると思うんですけども、もしかしたら、地方の方といたら失礼ですけども、そういうふうが高齢化がより進んでいる地域というのはたくさんあって、高齢化率半分というのも全然他人事ではない方というのはたくさんいらっしゃるのかなというように思います。結局、そういう高齢者層の大部分が認知症等になって判断能力が落ちてしまった場合に、地域としてどうするのかという問題は考えると怖くなってくることもあるんですけども、それは今後お話しする課題の部分に繋がってきますので、今後の問題になってくるかなというように思います。ですので、先ほどお伝えしたもみじ台とかその周辺も、私の事務所の周辺の地域も高齢化率が高いので、例えば周辺の自治会の方々とか町の方々というのは、すごく問題視というか、対策を考えなければいけないというように考えているようで、例えばまちづくり会議とか開いても、今後の対策とかを話し合ったりしているんですけども、そういう場合に、私もちょっと一緒に参加したりとか呼ばれたりして、「こういうふうにしましょうか」みたいな話をしたりすることもあります。ですので、これから認知症の方が、高齢化率が増えれば増えるほどそういう後見制度の利用も増えてくる可能性があるというようになっています。

次のスライドですけれども、こちらは後見制度が実際に今、全国でどれぐらい使われているのかというのを、対比という意味で出したいなと思ってレジュメに載せているんですけども、令和3年12月末日時点で、全国で成年後見制度を利用しているのは239,933人ですね。だんだん増えてはいるんですけども、23万、24万弱でしょうか、という数字になっています。先ほど認知症の方は700万人くらいになるかもというお話をしたんですけども、それからしたら、大分少なめな人数になっているという部分もあります。ちなみに、札幌の話で申し訳ないんですけども、札幌の家庭裁判所で管轄する範囲で、今、成年後見人等がついている人というのが大体5,500人くらいになっているようです。その下に、保佐、補助、任意後見とかという記載もあるんですけども、例えば任意後見とかだと2,660人くらい、全国の数字なので結構少ないような感じにはなっていて、これもあとからお話しする課題に繋がっていくところになっています。実際そうすると今、使っている人はそれぐらいいるとして、申し立てですね。年間でどれくらい後見制度が家庭裁判所に対して申し立てされているかということ、成年後見事件の申立件数が合計で39,809件というようになっていて、ちょっとずつ増えている数字になっています。ですので、毎年大体4万件弱くらいの申立が全国の裁判所でされていて、その人達に対して後見人がついているというような感じですよ。下の方はそ

れぞれ後見、保佐、補助、任意後見で、どれぐらい申立件数があるかというのが記載されていて、後見が28,000件なので、やはり一番多いというような状況になっています。

次のスライドですけれども、先ほど最初の方に少しお話ししたように、法定後見というのは誰かが申し立てなければいけない制度になっているので、誰かが申し立てたからこそ後見が始まるんですけども、申立人として一番多いのは、実は市区町村長の申立が一番多くて、全国的な傾向としては全体の23%ぐらいを占めている状況になっています。これは札幌でもそんなに変わらないんですけども、いわゆる市区町村長申立が一番多くて、次いで、本人の子供、息子さんだったり娘さんが二番目で、次が本人です。本人も「自分につけてください」という形で申し立てることもできるので、本人申し立てということもできます。ですので、その順で多いような状況になっています。実際札幌でも、この下に記載がありますが、札幌管轄でも総数906件のうち、市町村長申し立てが174件で19%くらいが市区町村申し立てとの形になっています。

市区町村申し立て、これはどんなケースでも市長が勝手に申し立ててくれるわけではなくて、基本は、例えばご本人が申し立てできたりとか親族が申し立てできるのであれば、そちらにやっていただくのが筋ではあるんですけども、市長申し立てというのは制度上は、例えばネットとかで見ると、対象者の配偶者とか1親等内の親族による保護の可能性がなくて、当該親族等が後見の申し立てを行う意思がないのと親族との協力が得られない方を対象にしています。ですので、例えば親族がそもそもいなかったり、親族が疎遠であるとか全然協力してくれなかった場合にできるような制度になってくるので、協力できるような親族がいらっしゃれば、もちろんできない制度になっています。そういう市長申し立ての場合には、報酬の助成してくれたり、申し立ての費用とか一部助成してくれたりとか、例えば今後、そのまま後見人になった時の報酬の問題とかもあるので、そういうものの助成があったりといったような制度を使ったりする形になっています。実際、市長申し立てが一番多いということは、それだけ協力できるような親族が身近にいないような状況になっていて、申し立てがそういうようになっている感じなのかなと思っています。

次に開始原因ですね。つまり、どうして判断能力が落ちて後見を開始しなければいけないかなというところで、一番原因として多いのは認知症ですね。認知症が最も多くて63%で、次が知的障がい、統合失調症という順になっています。

申し立ての動機ですね、どうして申し立てしたかというところでいうと、一番多いのは預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで身上保護になっていま

す。先ほどちらっと、後見人の仕事ということでお話ししたんですけれども、預貯金の管理ですね。ご本人が例えば、皆さんももしかしたら経験があるかもしれませんが、関係している方が高齢で認知症になって、通帳等をすぐなくしてしまったりとか何度も紛失する方って結構いらっしゃる。実は私もたくさん経験があるんですけれども、何度も紛失して、結局銀行に何度も行って、また自分で保管している場所を忘れてしまって、お金を下ろせなくなるとかということとかあった時に、やはり誰かに管理してもらわないと何度も何度も銀行に行っても困るので後見人をつけて、ということが一番動機としては多くなっています。

そのあとは、身上保護ですね。ご本人の今後のこと、今後の居場所とかを含めて考えるに当たって、やはり後見人がいないと。例えば身内がないとかなると、なかなか次の居場所とか考えられなかったりするので、身上保護が次の理由になったりしますね。

ちなみに、あとはどういう動機が多いかというと、次に多いのは介護保険契約ですね。サービスを使いたいとかそういうときの契約とかをするための後見申し立てというのが多い。

そのあとは、例えば不動産の処分ですね。例えば判断能力が落ちてしまって、自宅とか不動産を持っていると、「売りたい」というようになったとしても、不動産業者さんがご本人に会って契約結べるかどうかということを含めて判断する時に、会って契約の内容とかを説明しても、入っていかないという場合には、契約自体ができないと売却もできなくなってしまうというケースがあると思います。そういう時に、売却するために代わりに売買契約を結んでくれる人を選ぶため、成年後見申し立てをしたりとか。

あと相続手続きとかですね、次にあるのは。これも、誰か亡くなって遺産分割とか必要だけれども、遺産相続の手続き自体をもう自分でできないとかいうような場合に、後見人が選ばれたりしています。こういうのが、主な申し立ての動機となっていますね。

その次のレジュメですけれども、あとは現状の説明としては、最後の方になってくるんですけれども、実際後見人になっているのはどういう人が多いのかということなんですけれど、「成年後見人等と本人との関係を見ると」と書いているんですけども、配偶者とか親子とか兄弟とか親族が後見人等に選任されるのが、全体の19.8%ぐらい、つまり20%弱ですよ。これを逆に言うと、下にも書いていますけれども、親族以外が、後見人になることが8割ぐらいあるような状況になっています。ですので、現状としていろいろ理由はあるんですけれども、すごくざっくり言うと、申し立てをして後見人に就く

のは、大体親族以外、専門職だったりとか市民後見人だったりとかということにはなってくるというような状況です。そのうち、下の方にも書いていますけれども、親族以外というのが、例えば前年だけで考えると3万件ぐらいで弁護士が8,000件ぐらい、司法書士さんが11,000件ぐらい、社会福祉士さん、市民後見人というようになっています。弁護士・司法書士・社会福祉士さんとかを専門職とって、そういう場合に専門職がついて管理するときがあるんですけれども、現状では8割ぐらい専門職が就いて後見業務を行っているというような現状になっています。

ただ最近では、そういうことに対する見直しもあって、親族申し立て、親族を候補者として申し立てて親族になるケースというのは段々と増えているというところもあるようには聞いています。つまり、後見人に誰になるかというのは、結論からいうと裁判所が判断します。つまり、裁判所が「この人だったら大丈夫」ということで選ぶ時もあるので、例えばご親族で、「親族のこの人を後見人にしたい」ということで申し立てすることもできるんですけど、裁判所は「いや、この人はちょっと難しい」とか何か他の理由を含めてあった時に、「それでは専門職に」となるケースもあつたりします。ですのでそういう時には、親族ではなくて弁護士、私みたいな弁護士だったりとかが就いてということになったりすることもあります。

これまでは、大まかな成年後見の現状ということでお話ししたので、次に課題ですね。現状はこういっているか、持ち出されているかということについてお話ししたいと思います。

めくっていただくと、次のレジュメが出てくるかと思えますけれども、ちょっと難しいような文言で書いてはいるんですけれども、元々今の成年後見制度ができたのが2000年頃だったんですけれども、施行からかなり時間が経過しても、後見人というのがほとんどなんです。保佐、補助とか任意後見というのがあまり利用されていない状況が続いていて、その理由というのが、今回、題名にもなっているんですけれども、「高齢者の権利擁護」、つまり守るという視点からすると、やはり後見人が一番何でもできる、包括的な代理権を持っていますので、何でもできていろいろと財産保護がすごくやりやすくなってきますので、増えていったのかなと思うんですけれども。そういう後見業務に偏っているところもあるんですけども、後見人としての利用者数というのが諸外国と比べて、実はすごく少ないんですよ。外国とか、何百万人、100万人超えとかですね。制度が違うので比較できる部分ではないんですけども、先ほど何十万という話を日本で見ましたけれども、海外とかだと100万人単位で後見

人がついていたりとかしまして、「全然利用されていないではないか」と。本当は、もっと利用者数はいるのではないかというような認識もあったりとかですね。このままだと、これからの高齢化社会に対応できないのではないかという政府の危機感というところもあったのかもしれないんですけど、このような状況を背景にして、後見制度を大きく見直した方がいいのではないかということで新しく法律ができたのが、ここに記載されている2016年3月の成年後見制度利用促進法というのが公布されまして、それに引き続いて、2017年3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されたというような流れになっています。

これは、政府の方が後見制度についてこれまでの運用を大きく見直して「広く皆さんが利用できるような制度に改善すべき」との認識の広がりがありましたのでしたのになっています。この基本計画、第1期が2017年3月だったのですが、それが次の期に移ったので令和4年3月に第2期の成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されたというような流れになっています。結局、こういう法律ができたり閣議決定があるということは、後見制度の使いづらさが多大にあるという問題が出てきたかなと思うんですよね。結局、その成年後見制度の利用が進まなかったということで、どういう課題があったので利用が進まないというようになっているのか。いろいろな要因はあるんですけども、一般的にどんな事がいわれているかというのをちょっとお話できたらなと思います。

まず一つ目、制度運用についてですが、ニュースとかでも「こんな不満が」ということでよく出てたりはするんですけども、後見人等が選任されると、判断能力が回復しない限りは、預貯金等の解約等のこの人にとって必要な問題が解決した後も、ずっと続くんですよ。「成年後見制度の利用が継続して、本人のニーズ変化に対応できないこと」と書いているんですけども、つまり途中、例えば預貯金解約とかがもう済んだから、「この人には成年後見制度はもういいや、辞めたいな」と思って「それでは辞めます」ということができない制度設計になっています。つまり、何もなければ、本人の病状が回復しなければ一生続くことになります。当たり前ですが、認知症であれば劇的に回復して、元の判断能力のある状況に戻るということはなかなか難しいと思うので、そこの観点からすると一生続いてしまうというような可能性があると思っています。ですので、ちょっと繰り返しになって恐縮ですけども、ご本人、例えば預貯金の解約等で問題が解決したりとか、また賠償請求とかですね、相続の手続きの度に後見人をつけて、それが終了したというようになって、「それではもう後見人っていらさないけどやめましょう」ということができずに、ずっとそ

の人が、失礼ながら亡くなるまで続いてしまうような制度になっています。

結局、続くとか何がよくないかということなんですけども、後見制度のデメリットという言い方をしたら語弊があるのかもしれないのですが、あとからお話する課題としては、後見人は報酬が掛かり続けます。親族とかであれば、無報酬でもいいということはおそらくあるとは思いますが、先ほど申し上げたように80%が専門職、つまり仕事として後見業務をやっている人が就くと一定の報酬が発生してしまっていて、その報酬をご本人からいただくということになりますので。つく理由というかメリットがなくなっても、報酬がずっと掛かり続けてしまう。これはやはり一般の方から見たら、何かもったいないなとか、そういうことになってくるので、一つデメリットとして、よくあげられるということがあります。

それにも繋がる場所もあるんですけども、後見業務というのは、先ほど「財産管理」と「身上監護」とのお話させていただいたんですけども、家庭裁判所の監督が入る関係とご本人のための制度というところがあるので、結構厳格なんですよね。これも聞いたことあるかもしれないんですけども、ご本人のためにいろいろ財産処分というのはできるんですけども、だからといって何でもしていいわけではなくて。

例えば、ご本人がどれだけ望んでもということもあるんですけども、一般的にはお子さんとかお孫さんへの贈与です。生前贈与して何とか生活費を出したいとか何か教育資金に渡したいとか、そういうことは基本的にはなかなか難しいような制度設計になっているので、ご本人が、例えばお年玉とか渡したいとかということになっても、後見人がついて包括的な財産管理権を有している場合に、いちいち後見人に確認をとって「お小遣い渡していい」とか「お年玉渡していい」とかいうのを確認しなければいけないという。しかもそれが否定されることがたぶん多いかもしれない。これは後見人によって、人によるのかもしれないんですけども、そういう財産管理がガチガチになってしまいますので。生前贈与したいとかそういうお気持ちがあっても、なかなか難しいという可能性が高かったりします。

あとは資産運用も基本的にはほぼほぼダメだと思います。つまり、投資に回したり、今預貯金があるけれどもこれを株式の購入に充てたりとか、投資信託に充てたりとかそういう資産運用することも本人の財産を毀損することにも繋がる可能性がありますので、積極的な資産運用というのでもできないし、例えば使っていない不動産があって、それを賃貸に回しましょう、賃貸業務をやりたいというのも結構難しいというところがあります。

あとは、例えば施設に入った時に、今のご自宅が

要らなくなったという時でも、基本的に元々住んでいた居住用の不動産を売却する時には、家庭裁判所の許可が必要になりますので、許可を受けて売ることにもなるので、そういう財産管理の部分で柔軟な財産管理ができないというのはよく言われるデメリットになっているのかなと思います。

あとは、下の方に書いているように、「後見人等が本人の意思を尊重しない場合があること」というのもよく言われている部分だったりします。結局、本人の保護というのに重きを置きすぎると、本人の意向というよりは、客観的に見て本人の利益になるような行動をとりがちになってしまっていて、本人がどう思おうが一般的に見てこうした方が利益になると思えば、本人の意向がどうあろうが、後見人として包括的な代理権に基づいて業務をしてしまうというようなことが問題視されたりする部分もあります。

実際最初の方に、虐待の問題で件数とかの話がありましたけども、後見業務自体が例えば虐待対応だったり、財産侵害から守るために使われるということもあるんで、まずは保護、その方の諸々を保護するという制度になっていますので、優先せざるを得ない部分もあるんですけども、結局、そういう虐待とかの問題が終わった後も、本人保護が強くなりすぎて、本人の意思・意向があまり尊重されずに後見業務がずっと続いてしまうと、本人にとってなかなか良くないということですね。哀しいことにもなってしまいうんですけども。そういう経過もこれまではちょっとあったりしたりして、結局その傾向というのは、ご親族よりも専門職が選ばれていて、専門職なのでその方との何か個人的な、親族との繋がりとか友人だったりとかそういうわけでもないの、個人的な繋がりがなくなるとすると、本人保護に傾きがちになって、尊重されなかったりといった場合があったりします。まずそれが一つの制度運用面からみた課題としてよく叫ばれているところかなと思います。

次に後見人の報酬ですね。成年後見人は自由に決められるわけではないんですけども、裁判所に「この方の後見業務をしたので報酬をください」というような申し立てをすると、裁判所の裁判官が金額を決めて「この金額だったらご本人の財産から報酬を貰っていいですよ」というようにされまして、報酬を貰えるというような制度設計になっております。ですので、成年後見人が裁判所に報酬を請求しなければ、無報酬でも構わないわけです。ご親族だと、報酬とかは請求されない方というのも結構いらっしゃるんですけども、ただ一般的には無報酬というわけにはいかないものになっています。それは何でかということ、先ほども繰り返し出ていますが、後見人には専門職が就く事が多いということが一因になっています。結局専門職というのは、仕事でやっている部分がありますの

で、基本的に報酬を貰って業務をやるというふうな方が、私も弁護士でそうですし司法書士さんもそうですけれども、もちろんご本人を助けたいという気持ちもあるんですけども、全部が全部無報酬だとなかなか業務として自分の収入が難しくなってしまうという部分もありますので、専門職だと報酬をいただくことが多くなってしまいます。そうすると専門職が就くと、報酬がずっと掛かってしまっていて、課題が何もないのに専門職が就いているともったいないなという気持ちになる。気持ち自体はすごく分かるのかなというのは思いました。

報酬の額自体はどれぐらいなのかというのは気になるかなと思うんですけども、建前上は、本人の財産額とか、成年後見人が担う行為の内容とか成年後見人に依頼する負担ですね、どれぐらい業務が大変かとかいうようなことをそれぞれ裁判官が事案、報告書とかを見て、「これぐらいが適当ではないか」というように裁判所が公平な観点から決めるというような制度設計になっています。「何となくこれぐらい」というのが基準としてないと皆さんなかなか使いづらくもるので、基準として、例えば裁判所によって示されている場所とかもありまして。例えば東京の家庭裁判所が報酬額の目安というのを公表しているんですけども、すごくざっくり言うと、月額20,000円ぐらいということです。つまり年間で12ヵ月なので24万円ぐらいですね。これが財産額によって、例えば財産額が数十万円ぐらいしかない人から24万円を取っちゃうとなかなか大変だと思うので、例えばそういう場合には、月額報酬がなくなったりとか少し下がったりとか。逆に言うと、例えば億単位の財産を管理している場合には、財産管理に伴うリスク、当然大きな金額になればなるほどリスクというものもあるので、その分報酬は、例えば3万、4万、5万とかいうように上がったりとかという形になっています。裁判官それぞれの判断なので、こればかりは人によるんですけども、大体それぐらいが報酬金額としては多いと思いますので、後見人がついたらそれぐらい報酬は掛かる可能性があるというように思っていた方がいいかもしれません。

その他にも、例えばそれ以外で後見人が、「裁判しましたよ」とか「相続人遺産分割協議を求めました」とか「交通事故で賠償金を請求して賠償金を受け取りました」とかいうような場合には、付加的な報酬と言って $+\alpha$ の報酬が貰えることになるので、それは場合によりけりというようになっています。実際ある意味、画一的に近いような形で後見人の報酬が決まってしまうのも問題視はされていて、よくニュースとかで出るのが、「後見人が何もしていないのに、月2万、年間24万持ってくのはどうなんだ」というようなことも言われたりはしていますので、そこら辺で、厚労省と最高裁判所と弁護士会も

そうなんですけれども、各専門職団体とか含めて、報酬の金額をどのように算定するかというのは、今、話し合われているところです。逆に言うと、レジュメの方にも書いていますけれども、報酬が無報酬だったり低額報酬の問題というのも専門職から見ると実はあつたりします。つまり何が言いたいかというと、ご本人の財産から報酬を貰うことになりまますので、失礼ながらご本人に財産がなければ報酬を貰えないということになったりとか。逆に言うと、これも失礼ながら、財産があまりなければ、裁判所も報酬をそんなに多くは決定しないというようになっています。

先ほども少しお話したように、私たち専門職というのは、基本仕事としてやっていますので、報酬が貰えないと「どこまでこの業務を続けられるのか」という判断が当然出てきてしまう部分があります。もちろんご本人、困っている方を助けたいとの気持ちが専門職にはあると思うんですけれども、かといって無報酬で、例えばすごく大変な案件を何件も何件もやっていると、専門職に収入がないとすると、自分の収入が成り立たなくなってしまう生活できないという問題が出てきてしまっています。そういう意味で、あとから出てくる「どれぐらい後見人として担い手がいるのか」という問題にも繋がってくるんですけれども、低額報酬が増えすぎると、専門職が拒否というか、「ちょっとできないな」というような場合があるとすると「その受け皿はどこにするのか」という問題が出てきたりもしています。

次にですね、地域連携ネットワークづくりと書いているんですけれども、「小規模市町村を中心に本人の権利擁護支援を適切に行う地域連携ネットワーク（行政・福祉・法律専門職・家庭裁判所の連携の仕組み）の整備が進んでいないこと」というように記載されていますけれども、基本計画の中でも言われていますが、元々小規模な市町村とか山間部の地方とかは、特に地方過疎と言われるあまり近くに弁護士がいなかったり家庭裁判所が遠かったりとかいうような場合には、専門職から、例えば個別の案件で「これはこうした方がいい」とかアドバイスを受けられるような助言を日常的に受ける体制が作りづらくてですね。その結果として、どうしても後見制度というのは法律的な制度になってきますので、法律的なアドバイスを受けられずに、成年後見制度の必要性の判断とか法的課題に対する事案の調整などに課題を抱えている市町村があるというのも問題になっているところです。これが成年後見制度の一つの課題というところで、結局、必要な権利支援について、必要な人に対して必要な支援が行き渡っていないというような問題もあると思います。

先ほど申し上げように、誰かが申し立てをしないと成年後見制度は始まらないので、それではこの人に成年後見制度が必要なかどうかを判断するの

は、「誰かがして」ということにはなるんですけれども、結局、支援が必要な人に繋がらないと申し立てにも繋がらないので、結局、近くにそういう人がいないと申し立てもできずに、言ってしまえば埋もれてしまうみたいなことにもなりうるというような形が一つの課題かなと思います。

もう一つは、高齢者の増加に伴う担い手の確保ですね、「誰がやるのか」という問題になります。結局、成年後見制度の利用を今後増加させたいという意味で、促進法とか基本計画とかというのは出来てるんですけれども、利用が増えて申し立てが増えても、「後見人となる人がいないと誰もできません」ということになってしまい、あまり意味のない制度になってしまいます。

後見業務を決して疎かにしている趣旨ではないのですが、例えば私たち弁護士も後見業務だけやっているわけではなくて、他の賠償請求だったり離婚の問題だったりとか、いろいろな案件の中で後見業務を行っているため、結局一人の専門職、それは司法書士とか他の方、社会福祉士さんも一緒だとは思いますが、後見人として担当できる件数というのはやはり限りがあるんですよね。一人で何十件もというのはかなり負担があるという印象です。

例えば私が今、後見人を務めているのが、大体10名ぐらいの後見人やつてまして、後見人、保佐、補助、監督人とかやつたりしているんですけれども、それでもたぶん弁護士の中では多い方、担当している件数としては多い方なので、先ほど最初の方に自己紹介したみたいに、私が高齢者障害者委員会ということで、高齢者の問題をすごく扱っている方なのでそういう件数になっているんですけれども、そういうものに関わりが少ない弁護士さんはもっと少ないので、たぶん数件程度とかという方も全然いらっしゃるし、全然やっていませんと、弁護士も業務を選べるというか何でもやるわけではないので、「後見業務をやりたくないな」という方とかもやってない方もそれなりにはいらっしゃるのです。

例えば札幌でも、札幌の弁護士全員が後見人になるかと言われるとそうでもないという部分はあります。そうすると例えばご親族がいない人で、「どうしても専門職に」となった時に、専門職が、どこまで利用者数が増えた時に担当できるかというのは課題の一つになっているところではあります。例えば最近ニュースとかでも、市民後見人という名前はもしかしたら聞くことがあるかもしれないんですけれども、そういうところから担い手の確保という点で、市民後見人にやってもらうということもあつたりするんですけれども、なかなかいろいろな課題があつてですね、市民後見人、一般の市民の方にやっていただくということも、件数の調整とか難しい案件とかあると、「一般の方が」となって難しい部分もあつたりして担当できないというのでなかなか難

しかつたりもしています。

最後にですが、「不正防止」という記載があるんですけども、不正防止、つまり後見人は不正、横領とか、これもニュースで見た事があるかもしれないんですけども、不正をしてしまうという問題がどうしても出てきてしまっています。残念な事ではあるんですけども、例えば最高裁判所の調査によると、2011年から2021年の11年間ぐらいで後見人による横領の被害額が、何と289億になっているらしいのです。なので、1年間の平均被害額が26億円になっているんですよ。つまり、後見人がそれぐらいの金額をご本人の口座から取ってしまって、自分のために使ったりとか何かに使ったりとかという不正がいろいろあると、被害額としてこれぐらいあるというようになっています。

基本的に被害のほとんどというのは、親族後見人が多いというようには聞いてはいるんですけども、ニュースでよく出てくるのは、専門職も正直ゼロではない、専門職、弁護士も司法書士さんも含めてなんですけれども、不正があるというのは、ゼロでもないところは同じ専門職としては大変残念ではあるんですけども、裁判所の監督があっても不正が起こってしまう現状において、不正をどのように処理するのかというような事も課題の一つになっています。ですので、例えば家庭裁判所は親族が後見人となる場合にも、一定のお金がある場合には、後見制度支援信託といって銀行に預けて裁判所の許可がないと下ろせないという制度を使ったりとか、いろいろな対策をしているところとなっています。

最後に、任意後見の課題というところでいくつか上げているんですけども、最初の方にお伝えしたみたいに、監督人を申し立てないと任意後見の正式な効力というのは発生しないので、なかなか申し立てが面倒臭くてやってない方が多いんですよ。ですので、任意後見の発動ですね、後見監督人を申し立てて発動してというのはすごく少ない状況になっているので、選任の申立を義務化したりという事を考えたりとかですね。あとは公正証書も、公正証書で作るといのはちょっと面倒だなんて思われる方も多いのかなと思うんですけども、そういう様式の緩和だったりというようなことが検討されている状況になっています。

あとは、実際私が実務やっていく中で課題と感じるところというのは、先ほどの連携ネットワークというところにもあるんですけども、ご本人を、後見人が必要な人を発見した段階ではもう申し立てが難しい。つまりご本人の判断能力が全然なくて親族もいない。つまり申し立てができる人がいないという時にどうするのか。つまり、今すぐこの人には後見が必要なのに、市長申し立てとかの場合、どうしても時間がかかってしまうんですよ。市長申し立てをすると1年ほどかかるので、その間のこの人の

財産管理とか生活をどうするのかというところで、やはり失礼ながら、見つけた時に手遅れに近いというか、申し立てが難しいという時にどうするかという状況に直面する事が業務上ありますので、そういう時に、そういうようになる前に何かできないかなというように思ったりする時もあります。

実際私も、包括支援センターからの相談とかでご本人宅に行く事とかもあるんですけども、ご本人宅に行ったらもうゴミ屋敷みたいになっていたというのもそれなりに経験はありますので。行ったら、歩くスペースがないぐらいの、壁まで積み上がっていますみたいな時も、そういうケースで中に入っていくって、ご本人に説明したりとかいう事もやったりはするんですけども、そういう状況になる前に、そういう必要な時に成年後見制度が使えるような制度設計に今後なっていければ一番いいのではないかなと思っています。

最後になりますけれども、課題についていくつかお話ししましたが、これまでの話に課題が限られるわけではなくて、成年後見制度自体は必要な制度だとは思いますが、今回の題にもなっていますが、高齢者の方の権利擁護のために利用者の方がメリットを実感できる制度に今後なってくれば良いなというように思っています。私としても、本人の意思を尊重して支援を行うために、今回、参加されている方を含めて皆様とネットワークを作りながら高齢者の権利擁護のために微力ながら今後も頑張っていきたいなと思っています。

それでは、以上になります。どうも、ご清聴ありがとうございました。

#### 【司会】

小泉先生、ありがとうございました。

ご講演いただいた成年後見制度、皆様ご存じとは思いますが、平成12年4月から介護保険制度とともに施行され、少し難しい制度になるんですけども、先生の方には、具体的な事例やデータなどを交えて丁寧に解説いただきました。ありがとうございました。

なお、時間の都合上、質問時間等は設けておりませんが、最後のパネルディスカッション終了後、全体を通して時間を設けたいと思います。

それではここで一旦、休憩に入りたいと思います。再開は15:15となりますので、それまでに席にお戻りください。

## ■パネルディスカッション

### ：高齢者を守る制度とするために、専門職、市民後見人、家族の立場から考える

#### 【司会】

時間となりましたので、パネルディスカッションに移ります。

「高齢者を守る制度とするために、専門職・市民後見人・家族の立場から考える」について、代表者の方々に集まってお話しいただき、こちらで議論いただきます。それでは、はじめにご出演の方々をご紹介します。

舞台向かって左手側、コーディネーターは、北海道高齢者虐待防止推進委員会委員長で、札幌ことぶき法律事務所弁護士の井川寿幸先生です。

続きまして、パネリストとして、舞台向かって右手側、基調講演に引き続き、弁護士法人リブラ共同法律事務所弁護士の小泉純先生、一般社団法人北海道成年後見支援センター理事で、行政書士事務所みなかたパートナーズ行政書士の南方宏幸先生、北海道認知症の人を支える家族の会事務局長の西村敏子先生、最後に、苫小牧市社会福祉協議会総合支援室長の古川義則先生となります。

なお、これからの進行はコーディネーターの井川先生をお願いします。先生、よろしくお祈りします。

#### 【井川氏】

先ほどご紹介にあずかりました、弁護士の井川寿幸と申します。

北海道社会福祉協議会の委嘱を受けまして、平成29年度から、北海道高齢者虐待防止推進委員会の委員をしております。昨年度からは委員長を務めております。本日これから、パネルディスカッションのコーディネーターを務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日これから、こちらの4名の皆様はパネリストとして、後見制度について、「高齢者を守る制度とするために、専門職・市民後見人・家族の立場から考える」と題してお話をさせていただきます。こととなりますが、まずプレゼンテーションとして、南方さんと西村さんと古川さんに、ご用意いただいた資料に基づいて、それぞれお話や活動報告をしていただけたらと思います。

まずは、南方さんからお願いします。資料は3になります。よろしくお願いいたします。

#### 【南方氏】

行政書士会後見センターの南方でございます。本日はよろしくお願いいたします。

私ども北海道行政書士会北海道成年後見支援セン

ターは、行政書士会の関連団体でございます。行政書士会に登録する会員で構成をいたしております。

現在、道内の35の市と町で会員148名が活動しております。地域別には記載のとおりでございますけれども、半数の会員が石狩地域で活動しているという状況でございます。

会員状況を地図に落としますと、濃い緑の35の市と町に148名の会員がいるのですけれども、どの会員もほぼ、近隣市町村（薄い緑の地域）でも活動しておりますので、北海道内では、これら緑の地域で活動していると思っていただければと思っております。

次に、私どもの今までの受任実績のご報告です。今まで私どもは、累計で受任件数446件、うち法定後見で213件、任意後見で233件、受任をしております。この数字には当然終了案件も含まれておりますので、継続している案件で申しますと、現在受任件数が223件、うち法定後見が107件、任意後見で116件ということになっています。

このように見ますと、法定後見と任意後見でバランスよく受任していると言えるかもしれません。また、受任実績からすると、私どもは任意後見に特徴があると言えるかもしれません。また、この受任の中で法人後見として受任している件数が累計で22件でございます。うち、今現在継続している法人としての後見が17件ということになっています。

実は国のほうで第一期成年後見制度利用促進基本計画が作られたときに、法人後見の担い手としてというのが入ったときに、私どもでも、やはり法人後見に取り組みないといけないということでスタートさせたものでございます。

現在法人後見では、本人が50代の方を中心に法人で受任をしております。また、保佐、補助で比較的活発な方も法人で受けているという状況でございます。ただまだ22件という実績ですので、法人としてこれから、顔の見える後見をどのようにやっていくのかということの知見を積み重ねている状況でございます。

私どもは、外部の皆様から専門職団体等と言われております。スライド5頁ですが、ここの数字は、最高裁で出している成年後見関係事件概況の令和3年1月から12月の全国の数字でして、親族以外の内訳の数字でございます。弁護士が25.9%、司法書士が37.7%、社会福祉士が18.1%、私ども行政書士は1,301件の4.1%でございます。皆様からは専門職団体等と言われていた団体でございます。

少し、行政書士の役割についてご説明をいたします。私どもの典型的な業務は、役所に対する届出、許可、認可の代理申請であったり、それに対する不服申立代理などを典型業務として行っています。つまり行政書士は、行政手続きの専門職であります。

少し堅く申せば、「国民の利便に資し、国民の権

利利益の実現」をその使命としています。簡単に申せば、「役所と市民を繋ぐ士業」が行政書士です。特に複雑だったり、困難な行政手続きにおいて、我々の役目があると考えております。ただ、複雑な、困難な行政手続きと言っても、それは人それぞれに違うと考えています。

このような行政書士業務の中で、行政書士後見人としては、日常的な行政手続きに関わる機会の多い行政書士業の経験を生かしながら、本人の介護だとか、生活維持のための社会保障給付、医療支援などを行いながら、後見業務も行っています。

私の経験の例で申しますと、スライド7ページですが、ここに記載のような、特定医療費（指定難病）受給者証の更新だとか、自立支援医療費（精神通院医療）受給者証の更新などを行いながら、後見業務を行っております。

また、今、話題と言えば行政書士会でマイナンバーカードの代理申請等も行っております。スライドに「コロナワクチン接種の予約」と書いていますが、コロナワクチンの1回目2回目で、なかなか予約が取れなかったというご経験もあるのではないかと思います。特に高齢者の方にとって、半日電話したけれども繋がらないとか、1日電話してやっと予約が取れたというお話を聞きます。これは一般支援者としてですが、札幌の病院であればスマホから、またパソコンからすれば比較的簡単に…簡単ではないですが、予約が取れたという事実があります。このように、マイナンバーカードの申請にしてもコロナワクチンの接種予約にしても、やはり高齢者の方の中には、やはり大変な人もいるというのも事実でございます。

先ほど、私どもの受任の特徴は任意後見契約にあると申しましたけれども、ご承知のとおり任意後見契約は、任意後見監督人が選任されて初めて効力が発生をするという、任意代理の委任契約です。よって、発効しなかったらなんの意味もないといわれる場合もあります。

ですが私どもは、発効前にも有用性があるのではないかと考えて取り組んでおります。任意後見受任者がいることの意味です。登記事項証明書によって、公に証明される将来の後見人がいるというメリットです。高齢者の人にとっては判断能力の低下前、つまり契約発効前においても、やはりどうしても情報格差や身体機能の低下によって不便を感じていると思われれます。また、信頼できる誰かに相談をして、自分らしく暮らしたいと考えていると思っております。

この信頼できる誰かにふさわしいのは、ご近所の親切な方かもしれませんし、友人かもしれませんけれども、やはり任意後見契約受任者もふさわしいのではないかと考えています。特にまた、身寄りのない高齢者にとっては、死後のことも心配されていま

す。判断能力低下前に死亡したとしても、任意後見受任者が死亡届を出すことも可能です。

このように任意後見契約登記事項証明書で、公に証明される将来の後見人がいるということも知っておく必要があるかと思っています。

また、本人にとっても有効な場合があるのではないかとここでここに書きましたけれども、たとえば見守りを通じて、受任者の仕事ぶりを見て信用に足りるか判断することができます。そして、その受任者が信用に足りないと思えば、契約を解除することができます。ここが法定後見と異なる利点のようなものかと思っています。もっと誤解を恐れずに言えば、相性が合わないなと思えば解除もできるということです。

私ども行政書士会では、この任意後見監督人申立時期の案件調査を毎年1回続けております。これで、不正が行われないようにと気をつけている次第でございます。

私ども北海道成年後見支援センターは、道南と道央・札幌、十勝・帯広、道北、オホーツク、道東の6支部で活動いたしております。

以上で、自己紹介と活動の紹介とさせていただきます。ありがとうございました。

#### 【井川氏】

南方さん、ありがとうございました。

ひとつ質問させていただきたいのですけれども、先ほどのスライド8ページの中で、「受任者の仕事ぶりを見て信用に足りるか判断」とありまして、発効前の仕事ぶりを見る機会があるような書きぶりをしていただいているのですが、これは任意後見契約の中で、たとえばあわせて見守りの契約みたいな形で「発効前にもこういったことをします」とかそういった取り決めがされていたりするのでしょうか。

#### 【南方氏】

はい。当然、任意後見契約発効までに、契約してから一定期間ありますので、その間、本人と何かコンタクトを取らないですぐ発効するということではできませんので、ご指摘のとおり最低見守り契約をして、本人との関わりを持っていく。

多くの場合、ご承知のとおり移行型契約で任意代理契約を結んでおいて、さらに任意後見契約を結ぶという具合になりますので、必ず契約をしたら発効まで何らかの、基本的には見守り契約をして関わりを持っていくということでございます。以上です。

#### 【井川氏】

ありがとうございます。

制度には、それぞれメリットデメリットがあるわけですが、任意後見契約については、財産管理をする人を自分で選べるというのが大きなメリッ

トだと思うんですね。まさにそのあたりをご説明いただけたのかなと思います。ありがとうございます。

次に西村さんから活動報告いただければと思います。資料は4になります。よろしくお願いします。

#### 【西村氏】

ただいま紹介いただきました西村です。私のほうから発表したいと思います。

認知症の人を支える家族の会については、昭和62年6月に創立され、まだ認知症（当時痴呆症）の理解も情報も、社会的な支援もなかった時代から、家族同士で励まし合い、支え合い、認知症の理解を求めて各地で活動している団体で、道内には43支部あります。

スライド2ページですが、これは家族の会の活動の様子です。一番上の左側は、認知症の想いを綴った冊子を毎年12月に発効して、34年間続いております。その隣は、認知症の啓発活動をするために、9月21日が世界アルツハイマーデーですので、リーフレットを配布したりしており、続いて下ですが、認知症の人の家族がいくら外に向かって認知症のことを理解してもらいたいと思っても、周りが理解してくれないとなかなか言えないということで、各地をまわって認知症の人と共に暮らす町づくり研修会を実施しています。その隣は、同じ体験を持つ者同士が集まって、月2回、心の内をさらけ出す集いを行っています。また、同じく月1回、本人の集いもやっています。

それから次のスライドですが、上は認知症コールセンターです。年間900件の相談を受けています。認知症の預金に関してとか、対応方法についての相談が多いのですが、中には相談事例として、通帳がなくなったと何回も銀行や郵便局に電話をかけるので、相手方から対応を迫られる、それから認知症と診断されたらお金を下ろせないのかとか、1,000万以上の貯蓄がある場合、家族が後見人になれないのかとか、親の財産を巡って兄弟間での揉め事のお話などがあります。

それから、今回のパネルディスカッションでは、何か資料がないと発表ができないと思ひまして、成年後見制度に関する会員の意識調査を実施しました。期間は令和4年11月17日から12月15日で、対象は会員100名でした。回収率としては84%、ですから84人から回答を得たということになります。

回答者自身については、現在介護中が62%、性別では女性が76%。それから後期高齢者が48.8%。子どもがいないかどうかということは後見制度にも関わってくるので聞いたのですが、28.6%の人が子どもがいないと回答しています。それから、被介護者については、30.4%が実母で、27.5%が夫。これは、電話相談の中の回答内容でも同じような傾向が

あります。それから複数介護している方もいます。それから認知症と診断されている人は74.7%で、他に「認知症かもしれない」という方が7%、約8割の方が認知症ということになると思います。

スライド7ページですが、成年後見制度についての内容についての理解について、「十分理解している」「理解している」「少し」「言葉を聞いた程度」「全くわからない」というところで、法定後見と任意後見についてお聞きました。さほど差はないと思うのですが、「全くわからない」というところでは、任意後見制度のほうがそのように答えている方が多いと思います。それから84名のうち、利用しているもしくは利用したという人は4名です。利用することに決めた理由については、次の事例でお話したいと思います。利用してよかったことについては、「安心できる」「相談相手になってくれる」があげられました。利用して困ったことについては、やはり「費用がかかる」、それから「本人のために本人のお金が使えない」、それから「報酬が自由に決められない」「使い勝手が悪い」というようなことがあげられていました。

スライド8ページですが、事例としては60代の男性で、妻がアルツハイマー型認知症ということで、夫婦二人で子どもはいません。信頼できる親族、知人もおりません。万一、男性が死亡した場合、財産はほぼ全額妻が相続しますが、財産を管理する人がいない。それで弁護士に相談した結果、利用しています。任意後見制度も利用中ということでした。

「弁護士以外どこに相談したらいいかどこが信頼できるかわからなかった」「費用が高い」「とても難しくわからない点が多い」「途中でやめられない」「後見人を変えられない」「家族が自由にお金を使えない」というところを書いていました。「現状制度では身寄りがいないなどの場合は有効だと思うが改善が必要である」というように答えています。

スライド9ページですが、事例2は70代女性で、お姉さんが認知症です。後見制度ができて2年目から利用しています。何もわからなかったということでした。当時、専門家を頼んだほうがいいのかを裁判所に相談したら、妹さんでいいとのことでした。同居しているので、介護保険の利用も自由にできるので、専門家を頼まなくてよかった。安心して銀行に行ける。ただ、生活に関係のないお金は出し入れできないのがデメリットと感じているということでした。

スライド10ページですが、後見制度を利用していない、あるいはしなかった理由としては、「家族間でできている」というのがもっとも多くて53.8%、「制度の内容がよくわからない」というのが23.8%、それから「本人が管理できている」が13.8%、「財産がない」が12.5%、「提出書類が多く手続きが難しそう」というのが11.3%、「後見人の

報酬が高く自由に報酬額を決められない」「財産を自由に使えない」「誰を選べばいいかわからない」が10.0%で、あとは「初期費用が高い」があげられています。

スライド1 1頁ですが、「任意後見制度を利用したくない」という方が55%でした。その理由は、年金収入だけで余裕がない、家裁の申し立てなどの手続が複雑である、後見人の報酬が発生し、財産状況や生活状況が外に出ることに抵抗がある。それから、「市民後見人は知らない」という方は70%、「法人後見について知らない」が64%、「日常生活自立支援事業を知らない」が52%。「あなた自身、将来自分や家族が認知症になるかもしれないと考えたときの財産管理について」は、制度を利用したいというのが11.8%、本人の預貯金の管理や不動産の財産処分がでた時点で考えたいが25%、よくわからないので利用しないというのが11.8%、今は考えたくないというのが19.3%。その他が32.1%なんですけれども、その他の理由としては、家族信託にしたいとか、子どもと話し合っただけで決めたい、子どもたちで話し合い整理してもらいたいというようなことでした。

スライド1 2頁ですが、今後に期待したいということでまず1番目は、「利用しやすい制度に見直し」してもらいたいということです。今の制度では費用・報酬が高い、手続きが難しい、途中でやめられないなど利用することにメリットを感じるまでには至っていない。

それから2番目は、「日常生活自立支援事業の拡充」をお願いしたいということです。私は北海道福祉サービス適正化委員を務めているので、市町村の社会福祉協議会に訪問調査に行くことがあります。専門員は兼務している方が多く、かなりの業務をこなしていると感じられます。成年後見制度を使う前段階の支援としても有効ですし、後見制度が必要になったら早期に繋ぐことが可能です。財政的・人的資源の拡充が大切だと思います。

それから、「もっと普及啓発を」していただきたいということで、「介護と後見制度はそのときにならないとわからない」というのが現状だと思うんですね。ですから、もっと目に触れるように啓発していただければいいかなというように思います。

それから4番目は、「障がいや病気への理解」ということで、その人を知るためには認知症の病気の特徴を理解することが必要ですので、研修をしていただければと思います。理解していただけないばかりに悔しい思いをしたというような相談も寄せられているので、ぜひこの辺はお願いしたいなというように思います。

以上です。ありがとうございました。

【井川氏】

西村さん、ありがとうございました。

アンケートの回収率が84%と極めて高く、関心が高い皆様の中で、制度について理解をしているかという点、2割程度にとどまるという結果が出ており、なかなか内容について普及はしていないところなのかなと思われるところでした。このギャップをどのように埋めていくか、たとえば専門職がどのようなところに来てくれると助かるのか、何かご意見があったらお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

【西村氏】

たとえば介護保険を利用するときに、ケアマネさんとか身近な人に相談する場合がありますよね。包括支援センターとか。そういう身近なところでも教えていただければなと思いますし、一応チャレンジしてみるんですけども、なかなか最後まで行き着けないという現状があるので。今後、わかりやすい手続きとか説明というのが必要になってくるのではないかなというように思っております。

【井川氏】

ありがとうございました。法律専門職としても参考にさせていただきたいと思います。

それでは、次に古川さんから活動報告をお願いいたします。資料は5になります。よろしくお願ひします。

【古川氏】

苫小牧市社会福祉協議会の古川と申します。

苫小牧市社会福祉協議会では、現在、成年後見支援センターを苫小牧市から受託して運営をしております。平成28年に開設をしまして、今年度から東胆振の厚真町、安平町、むかわ町も含めて、広域のセンターになっております。だいたい、年間相談件数が100~120件くらいを推移しています。

今年からは、地域包括支援センターの地域ケア会議に必ず出席するようにしています。同時に、社会福祉協議会自体で法人後見を行っています。資料の後ろから2頁目ですが、法人後見の日計表で数字を出しています。1月5日現在ですけれども、法人後見としては91件を受任しています。年々増えてきていまして、今後どうなるのかなとかかなり不安を持っているところです。市民後見人の養成もしていますし、後見の監督人も行っています。今現在、5件の監督をしています。

3段目ですけれども、市民後見人の方ですね。市民後見の件数は受任件数が62件です。今、市民後見人として活動している方は約30人くらいいらっしゃいますので、ひとり当たり2~3件持たれている方もいらっしゃるということになります。これは家庭裁判所から直接、受任をされているという方になり

ます。

それから一番下は後見支援員で、これは32件となっています。これは、社会福祉協議会で法人後見を受任して、そしてそのケースについて養成研修を受講された方に担当していただいて、そのケースと一緒に持っていただいているという方になります。ただしここ数年、コロナが発生してから、各施設とか病院などはなかなか面会に行くことができなくなっていますので、今は後見支援員の方が活動が少しくなっているという状況もあります。

資料の最終頁ですが、これは養成研修の実施状況です。苫小牧市は、平成26年から市民後見人の養成研修を始めています。今現在、令和4年度のところですけれども、延べでほしい180名が養成研修を受講したということになっています。そのうち、活動してもいいという方が125人いらっしゃるということです。市民後見人の方は、単独で活動している方が市内で今、62件を持っているところであり、後見支援の方は32件を持っているという数字になっています。

活動としては、法人後見を受任をしながら、市民後見人も増やしていくといった活動しております。市民後見人の方がどこまで増えていくかには、多少不安を持っていますけれども、今は、7月～8月それから1月～2月くらいで、年2回養成研修を行っています。また、今年から東胆振3町も広域化に入ったので、今年は安平町でも3町合同で養成研修を始めています。ですので、できるだけ地域の中で地域の人が活動していくというようなシステムを作っていきたいと思っています。

資料1頁目に戻りますけれども、地域包括支援センターの地域ケア会議あるいは相談支援事業所のカンファレンス等には必ず出席しています。それはなぜかというと、そのケースの中に権利侵害があるのだろうか、あるいは予想されるのだろうかということを見ていきたいということです。その中で、後見を使ったほうがいいのだろうか、あるいは日常生活自立支援事業を使ったほうがいいのだろうか、あるいは任意後見ということなのか、あるいは財産管理委任契約でいけるのだろうかというような、どのような道具を使ったらいいのかということを判断していきたいということなんです。

どうしてそういった会議等に参加するようになったかということ、以前は、地域包括支援センター、あるいはケアマネジャーや行政からセンターのほうに電話がかかってきて、日常生活自立支援事業でちょっとお願いしたいのでちょっと来てくれないだろうか、あるいは、後見制度を使えないだろうかというようなことで連絡が来ることがたびたびあったんですけれども、実際に行ってみると、「これは日常生活自立支援事業ではなくて後見制度を使ったほうがいいかもしれない」といったことがしばしばあるん

です。そうすると、どの権利擁護の道具を使うかというのは、こちら側が決めたほうがいいのではないだろうかということですね。

あるいは、包括支援センター、ケアマネジャーあるいは行政側の担当者の視点で呼ばれたり呼ばれなかったりするということもあったわけですね。それはちょっとまずいのではないだろうかということで、行政と相談をしまして、今は地域包括支援センターの地域ケア会議や相談支援事業所のカンファレンス等には必ず成年後見支援センターが入るといったような形にしています。

そこで、どういった権利の侵害が起きているのかわからないのか、あるいは起きることが予想されるのか、そうするとどの時点でどの機関がどう動いたらいいいのかといったことをコーディネートしていくというようなことになってきます。あるいは、ケアマネさんと一緒に、地域包括支援センターと一緒に、あるいは相談支援専門員と一緒に同行訪問をしていくというようなことも活発に行っています。

後見制度をどう使っていくかということなんですけれども、やはり一番難しい部分ではないのかなと僕らも思っています。よくあるのは、「虐待認定されない」と後見の申し立てができないのではないかと聞かれる、「どうしたらいいのだろうか」ということがあります。権利侵害が起きているかどうかの問題であって、虐待かどうかというのは市町村が判断することなので、ひどい権利侵害が虐待にくるわけであるのと、権利侵害があれば、当然後見制度利用の検討をしていかなければいけないということになってきます。

あるいは、親族がいるので市町村申し立てができない。虐待に関わっていないと申し立てができる人がいればもちろん一番よろしいんですけれども、虐待者が同じ兄弟ですと、「脅かしているあるいはお金を借りまくっている」「兄弟間の仲が非常に悪い」というような場合、その他の兄弟が申し立てをするということが非常に難しくなってきます。ですので、そういったことにあまりとらわれなくて、市町村申し立てに繋げていくということも必要になってくるだろうなというように思います。

それから、後見人がつくとも家族がバラバラになってしまう、だから申し立てに躊躇してしまうということも聞いたりすることがあります。権利というのは個別性のものでありますから、家族単位で考えるということではなくて、仮に虐待している方と養護者を分離したとしても、養護者支援というものを当然していかなければならなくなってくるわけです。養護者支援をしていく中で家族を再統合していくということも、行政や地域包括支援センターの役割になってきます。

特に後見人は、今の制度でいくとその方が亡くなるまでずっと続くわけです。特に虐待のケースを受

けると、その方が亡くなったときにその養護者の方に引き継いでいくわけなんです。そこがきちんとされていないと、後見人は大変な苦勞をすることになります。虐待がそのまま続いて亡くなったとしても、後見人が養護者にアプローチすることというのはなかなかできないわけですね。ですけど、亡くなったときには、否が応でも会わなければいけない、引き継ぎをしなければいけないという場面が出てきます。ですので、後見人が孤立しないように、きちんと行政なり包括支援センターがサポートをしていく。「後見人がついてよかったね」「あとは後見人よろしくね」というような丸投げというのはなかなか難しいのではないのかなというように思います。

私の例ですが、虐待の案件で何件か後見人を受けたこともありますけれども、ご本人が亡くなったときに養護者の方に引き継いだこともありますけれども、なかなか厳しいものです。地域包括支援センターを仲介して、地域包括支援センターの中で引き継いだこともありますし、後見人1人で養護者の支援ということはできないわけですから、その辺の仕組みというのにも必要になってくるのだらうなというように思います。

それから市町村申立てですが、申立て書類がきちんと整わないと申し立てができないということも時折聞いたことがあります。特に虐待の場合、早め早めに申し立てをしてあげないと、虐待はそのまま続いてしまうというようなことが起きてしまいます。年金がそのまま搾取され続ける。たとえば8月の年金はもう持って行かれたけれども、なんとか10月の年金までには後見人を選任したいといったことも当然起きてくるわけなんですけれども、その書類がなかなか作れないからそのままずっといつてしまうというようなことがあって、そのまま虐待が続いてしまうといったことも起きるわけですね。その場合は、事前に市と裁判所とお話をして、当然通帳は虐待している方が持っているわけですけども、通帳はなくて申立てをするというようなことも出てくるわけですね。そのあたりの事情というの、きちんと裁判所に話をして、申立てをスムーズに行っていくということも必要なのではないかなというように思います。

権利侵害というのは個別性があって、生活している人によって何がその人にとって権利が侵害されているかはもちろん違いますし、それを見る支援者も担当者によって捉え方が変わってきます。そこが非常に難しいのだらうなというように僕らも思っています。だから、担当者の視点によって「このくらいはいいのではないだろうか」とか「まだ申立てしなくてもいいのではないだろうか」なんていうことも起きてくるわけですね。そういった意味で、専門的な機関がみなさんとカンファレンスをしながらきちんと判断をしていくということが必要になってくる

のだらうなというように思います。

たとえば、今日は「高齢者の権利擁護を考える集い」ですけども、障がい関係では最近、相談が非常に多いんですけれども、たとえば知的な障がいを持たれている方ですが、障害年金をたとえばお父さんお母さんが管理をしているという場合は非常に多いです。しかしその障害年金が、実はお母さんにその多くを使われていたとか、あるいは借金までさせられていたとかそういった例というのは結構あるわけですね。ただ、ご本人というのは、なかなかそれを訴える力がないわけなんです。たまたまそういったことを聞いた、たとえば相談支援事業所がご本人とこちらのほうに来て、よくよくお話を聞いたら本人は「もう家を出たい」ということで申立てをしたことがありましたけれども、そういったものというのは水面下に隠れているということが非常に多いわけです。

私たちのほうでは、受任調整会議とTMネットワーク会議というのをしています。受任調整会議では、弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士・精神保健福祉士・地域包括支援センターの社会福祉士をメンバーに入れて、上がってきた申立てのケースについて、どのような職種の方が受任をしたらいいだろうかといったことを、課題を整理して、この人の場合であれば法律職のほうが、あるいは法人が、あるいは市民後見人がいいのではないだろうかというように話し合っており、最近は、ダイレクトに市民後見人でいけるのではないだろうかといったことも出てきたりします。それについて課題整理をして、なぜこの職種がいいのかということも明記して、意見書を申立書と一緒に家庭裁判所に提出をしています。家庭裁判所では、それを参考に受任者を決めていくというような形になっています。

それから、TMネットワーク会議というのも今年から始めまして、弁護士と我々とそれから市の福祉部総合福祉課というところとメンバーに入りまして、いろいろなケースを持ってきてもらっています。相談もですね。その中に、「これはちょっと法律的な課題があるのではないか」といったことが出てくるわけですね。そういったケースを検討しています。その場合、相談しやすいように特に書式も決めていません。当日持ち込みも可能にしています。どのような相談でもかまわないと。こういう相談でなければいけないとか、何か難しいケースを持ってこなければいけないのではないかとか、そういったことはなしですね、どのような相談でも結構です。「進め具合でちょっと困っているということがあればなんでも結構なので持ってきてください」といった形で今年の4月から行っています。1ケースだいたい10~30分くらいで行っていますけれども、その中ですべてを解決することはもちろんできませんけれども、どのような方法で進めたらいいのか

ということをアドバイスをしていきます。当然その後は、フォローも一緒に行っていくという形にしています。

後見の相談が少ないあるいは無いといったことも、今年は東胆振3町をまわってそういった声も耳にしていました。それはニーズを拾っていないか、あるいはどのようなことが権利侵害にあたるのかといったことが非常に曖昧なのかなというような気もしました。また、自分から裁判所に、「後見の手続きをしてほしい」という人はまずいないということですね。自分が不利な立場に立っていて、それが不利になっているかどうかということもわからない方たちが、自分で「助けてほしい」「なんとかしてくれ」といった声を出すことはまずないだろうと思います。

あるいは、後見人がつく通帳を渡さなければならないから、本人はそれを嫌だと言っているのを申立てはできないということも専門職からたびたび聞いたこともあります。それも非常に誤解がありまして、後見人がついたら必ず通帳を渡してくださいということを僕らはしていません。それは本人ときちんと信頼関係を作ってから。「後見人です」ということで、無理に通帳をそのまま預かるということにはならないわけですね。

今、成年後見制度の第2期計画というのが国で進行しています。8050とか9060とか、あるいはいろいろな重層的な課題がたくさん出てきているんですけども、必要なのはそういったニーズを早く発見して、どうしたら手続きのルールに乗せていけるのかといったことをコーディネートしていけるかどうかだと思うんですね。それには、権利擁護という視点がなければいけないのかなというように思っています。

報告は以上です。ありがとうございました。

#### 【井川氏】

古川さん、どうもありがとうございました。

古川さんからは、現に権利侵害されている方への支援を実施したお話をいただいたと思います。このような場合、他職種の連携が特に重要になることが多いと思うんですけども、ひとつ質問なんですけど、他職種で意見が分かれた場合、どのように解決するかあるいは意見が分かれなくするために工夫していることなどがあったら教えていただけたらと思うんですけど。

#### 【古川氏】

たとえば、後見について申立てをしていく段階で意見が分かれる、必要であるということで一致はするんですけども、ただどう進めていくかとかいったところでなかなか難しい場合が出てきます。そのときに、逆立ちをするような感覚なんですけど、

「じゃあどうする」となって、1回ふりだしに戻って考えるかあるいは2週間後にもう1回考えるとかですかね。「意見が合わないからここでやめようか」ということにはならないですね。やはり何回か頭詰めながら、「どうする?」「どうする?」「どうやっていく?」といったことを繰り返しながら、進めていくというのが現状になっています。

#### 【井川氏】

ありがとうございます。

次のスケジュールとして、ディスカッションに入っていきたいと思うのですが、事前のお題として二つお示ししておりました。

ひとつに「後見制度の利用にあたり大切なこと」、二つめとして「専門職、市民、家族、行政は何かできるのか、何をすべきか(最も重要なこと)」という二つのお題を事前にお示ししておりました。

フリートーキングでのお題になってしまっているかもしれないのですが、まず「後見制度の利用にあたり大切なこと」について、小泉さんからお願いいたします。

#### 【小泉氏】

弁護士の小泉です。

今日の基調講演でも少しお話しして、今、後見制度の見直しがなされている理由にもなるんですけども、結局、利用者のメリットが感じられない、また利用してみただけでも思っていたのと違うとかそういうところがある制度。そういうところに誤解があると、みなさんにとって不幸になってしまう部分もありますので、そういう流れがあって、最近は成年後見制度利用にあたり、本人の意思決定をきちんと支援しようという視点が重視されているところなんです。ですので、支援する上で、まずはご本人として何が困っているかというところをきちんと把握した上で、ご本人の意向を第一に、後見制度利用に向けて必要な支援していくということが大切になるかなと思います。

また、虐待とかもそうなんですけれども、ご家族とかひとりで抱え込まずに、専門職や地域包括支援センターを含めたチームでみなさんで関わり、支援に繋げていって、ご本人の意向を第一にすることが大切かなというように考えております。ひとまず以上です。

#### 【井川氏】

ありがとうございます。次に、南方さん、よろしくお願いします。

#### 【南方氏】

南方でございます。

まず大切なことは、他の制度では本人の困っていること、不便に感じていることが解決できないのかという精査が大切だと思っています。つまり、後見人が関与しなければ解決できない生活上の課題は何であるのかということです。と申しますのは、後見制度は開始したら止められないということと、後見人に誰を選ぶのかというのは裁判所が決めるということがあります。時々「利用しないほうがよかった」というような声も聞こえてくるからです。

二つめは、いかに後見申立てまでにたどり着けるか、たどり着くためのネットワークの支援が必要、大切だと思っています。というのは、実際申立ててみると、裁判所のホームページを見て、たくさんの申立て書類が必要だということを実感するからです。

最後もう一点は、やはり任意後見契約は発効前にも活用できるということを周知する必要があると思うのです。というのは、成年後見制度を作ったときの目玉は、補助と任意後見であったというのに、任意後見が使われていないからです。以上でございます。

【井川氏】

ありがとうございます。それでは次に、西村さん、お願いいたします。

【西村氏】

家族というのは結構、攻撃的なところもあったり、家族関係にはいろいろあるんですけれども、やはりデメリットがメリットに変わらなければなかなか使いづらいというところがあると思うんですね。高齢化が進んできて、75歳以上の方が多くを占める時代になってきて、制度を利用したいといった場合、相談窓口がどこなのかとか提出書類が多くてとても読み切れない、理解できないというところとか。それから費用とか報酬とかですね。弁護士さんや専門職の方にとっては仕事上なので、月2万円というようなこともおっしゃっていましたが、でも家族は年金の中でやっていくということになると、月の2万円というのは「やはり高いよね」というような感じになるんですね。

それから、できれば家族で自由にやりたいと思っても、虐待しているケースもあったりと思うので、自由に選べないというところとか、それから後見人になった方との相性とか考え方だとかそういうのもあると思います。一度そういうふうになってしまったら、不満があってもなかなか解決できないというようなところが家族からは出てくると思うんですけど、みなさん専門職の方の助言を聞きながら選んでいくということになるのではないかなと思います。

【井川氏】

ありがとうございます。それでは次に、古川さん、お願いいたします。

【古川氏】

メリットを説明できるかですかね。後見制度そのものにはいろいろな問題点がありますから。

少し前にあるケアマネジャーから相談を受けて、一人暮らしのおばあちゃんなんですけど、たとえば電話代が未納になっている、それから水道光熱費が何ヶ月も未納になっていて、自分で払いに行くとやっているんだけども払いに行けなくて未納になっているというので、本人に話をして「後見という制度があるんだけど聞いてみないかい」ということで、一緒に連れて行かれてお話をしたことがあったんですけども。僕は黙って聞いていたんですけども、そのケアマネの方は、「もう何ヶ月も未納になって、払いに行く払いに行くと言っているけども未納になってしまったのだから、きちんとお金の管理を任せたい方がいいのではないの」というように一生懸命説得をしているんですね。だけどおばあちゃんは、「そんなお金の管理なんかされたくない」「なんで自分のお金を管理してもらわなければならないのか」「いいんだ、そのうち自分で払いに行くから」と言っているんですけども。そのうち僕が、「ところで、お子さんはどちらにいらっしゃるんですか」と聞いたんですね。そうしたら、「実は愛知のほうにいて、全然帰ってきていない」と。ましてコロナなので、「ほとんど来ていない」とおっしゃっていたんですけど、「今後どうするんですか」と聞いたなら、「足腰もかなり弱くなってきたので、施設のほうも検討はしているんだ」「ケアマネのほうにお願いしているんだ」と。そうしたら、「もし息子さんがそんなに帰って来られないのであれば、逆に施設に入るときに契約のほうをどなたがされますか」と聞いたなら、「それも困っているんだ」と。ということで、「そういう場合にも使えますよ」「後見制度はそういったことにも使ってもいいですし、役所との手続きだとかいろいろなことが出てくるから、そういったことも代わりにやってあげることもできますよ」という話をしたら、顔が非常に明るくなってですね。「そういうこともやってくれるんだったら、お願いしてもいいかな」ということで、ご本人が申立てをするという形に繋がったケースもありました。

ただ後見人が財産管理をするだけだということになってしまうと、みんなたぶんノーと言うんですね。誰も自分の財布を人に任せたくないですから、そこのところもきちんと説明ができるとか、あるいは後見制度の正しい在り方について、包括とか専門職、ケアマネジャーがきちんと伝えていくというのが大事なかなと思っています。以上です。

【井川氏】

古川さん、ありがとうございます。

ここで、それぞれのパネリストの方から他のパネリストへの質問や意見、あるいは乗っかる形で話を膨らませるような流れでもいいですが、お話があれば伺いたいんですけど、どなたかいかがでしょうか。

では、小泉さん。お願いします。

【小泉氏】

それではまず、口火を切らせていただいて、古川さんのほうに少しご質問があります。

先ほどご報告いただいた中で、苫小牧市の社会福祉協議会さんで法人後見が合計91件あるということだったと思います。91件というのは、結構多い数字かなと思ってまして、これくらいの数字をどういう人員体制でまわしているのか。これだけ増やせた要因というのでしょうか、そういうところも教えていただけたらと思います。

【古川氏】

現在専門職が4名で、それから市民後見人の養成研修を受けて、後見支援の市民後見人を実際やっておられる方もパートで入ってもらいまして、銀行手続きだとか年金事務所に行かなくてはいけないとか、支払いをしないといけないとか、いろいろなことが起きてきてまして。最近、精神の障がいの方、知的の障がいの方が非常に多くて、そうすると、「今日5,000円持ってきてほしい」とか、次の日になったら「3,000円持ってきてほしい」とかいろいろなことが起きるわけなんです。そうすると、そのたびに専門職が行っていたら全然仕事にならなくて。そういった意味で、パートの人たちにちょっとお願いをしているというのが今の現状で、あるいは銀行にも使い勝手がいいところと悪いところがあって、キャッシュカードが使えないという銀行もありますし、いろいろなことがあって、それでパートの人をお願いしているというような現状です。

それとセンターは平成28年に開設をしましたけれども、急激に増えてきているのは、心がけてきたのはアウトリーチなんですよ。相談があったら来てもらうというのはもちろんですけど、とにかく一緒に出かけていくと。包括、ケアマネ、あるいはカンファレンス等いろいろなところに出かけて行って、一緒に考えていくといったことを多くやっていますので、そういった意味では、こちらのほうに相談に来るといったことが増えてきた結果だろうなというように思っています。以上です。

【井川氏】

小泉さん、古川さん、ありがとうございます。

他の方からも、何かお話がありますでしょうか。では、南方さん、お願いします。

【南方氏】

私のほうから小泉さんにお伺いしたいのですが、先ほど本人の意向を第一に考え、また本人の希望を把握するとおっしゃっていただいて、その中で「意思決定支援」という言葉を出されたのですが、実は私どもも意思決定支援をどうやっていこうというのはなかなか掴み切れていないと。何か上辺だけでやってしまわないかだとか、誘導してしまわないかだとか、正直言って、どう実のあるやり方でやるかということを今悩んでいます。弁護士さんの中では、この意思決定支援というのにどのように取り組まれようとしているのかを教えていただけたらと思います。

【小泉氏】

ありがとうございます。

実は意思決定支援というところは、弁護士もすごく苦手なところで、今までは財産管理にすごく重きを置いてやってきたとの雰囲気もあって、弁護士の後見人の中でも意思決定支援をきちんとやってきた方というのはすごく実は少ないという現状があるところです。

社会福祉士さんとかは得意な分野かなとは思いますが、苦手としている専門職もいるというところで、今弁護士会でひとつ行っているのは、いわゆる「意思決定支援ガイドライン」ができましたので、その研修を受けてもらったりして、そういう認識を強めていただくこと。また後見弁護士は、弁護士会の場合、裁判所から推薦依頼を受けた者を配転しているような形になっているんですけれども、名簿登録にあたり意思決定に関する後見の研修を実施したりとかして、なるべくみなさんに意思決定支援を広めていこうというようにがんばっているところです。

【井川氏】

南方さん、小泉さん、ありがとうございます。

意思決定支援に関しては、法律専門職はなかなか及んでいないところもあり、こういうところは福祉職の方から研修を受けたり、一緒に研修をしたりといったことが有用になるのではないかなと私も思っております。

次のお題のほうに移りたいと思うのですが、大丈夫でしょうか。

それでは、二つ目のお題のほうは「専門職、市民、家族、行政は何ができるのか、何をすべきか（最も重要なこと）」と、これもまたフリートキングのようなお題になっておりますけれども、こち

らも小泉さんのほうからお願いいたします。

【小泉氏】

専門職として、弁護士としてということにもなるんですけれども、日常的な後見業務ですね。適切な後見業務を今後もきちんと行って、専門職としての信頼を維持していくことが大前提かなと思っています。先ほど基調講演でも少しお話ししたように、大変残念ながら不正という部分が出てきたりもしていますので、そういうことのないように、あったときでもきちんとフォローできるような形で体制を整えて、今後の適正な業務というのを行っていくのが大前提だと思います。

また、成年後見制度利用促進基本計画でもあるように、地域連携ネットワークづくりが大切だということになっていますので、たとえば私は弁護士、法律の専門職で、法律はわかりますけれども、正直なところ福祉のことはすごく苦手です。がんばって学ぼうとしているんですけれども、日常業務を福祉職としてやっているわけではないので、すごく苦手なところなんです。ですので、そういうところは福祉職の方と連携しながらいくと、専門職としてとても勉強になるところもありますので、地域包括支援センターとか、行政、または裁判所、各団体と連携をして、必要な方への支援を行っていったらなというように考えています。

また、先ほど西村さんから少しお話があったように、意外に後見制度を知らないというような方が多いということも事実としてあるようですので、こういう講演もそうですけれども、研修だったり勉強会とかに参加して行って、後見制度を含めたご本人の支援に対する体制に関して情報提供、周知を図っていききたいと考えております。以上です。

【井川氏】

小泉さん、ありがとうございます。それでは次に、南方さん、お願いいたします。

【南方氏】

私のほうからも、専門職という立場で何をすべきかということをお話しさせていただきます。

まず専門職団体のひとつとして、専門職団体というのは、後見業務による適正の分野が異なるという理解がとても大事だと思います。ご承知のとおりオールマイティーの後見人というのはいないし、また本人はそれぞれ異なりますので、求められる知見も異なるからです。その上で、やはり後見人というのは関係する支援者と連携が必要であって、連携なくして権利擁護は図れないというのが、まずひとつ大切だと思います。

二つめ、これは専門職団体自身として、自己の会員の後見業務管理は必須だと思います。これの中に

は、当事者からの苦情受け付けも含まれます。具体的に言いますと、家裁への法定後見の定期報告がきちんとできているのかどうかの確認であるとか、任意後見であれば監督人選任がきちんと申立てられているのかです。私どもは、不正というのは突然不正が発生するとは考えていません。なんらかの兆候があって不正が発生する。多くの場合は、求められている報告書が遅れるというのが不正の発端だと考えていますので、やはりこういう業務管理が必要だと思っています。

それと、最後にやはり大切なことは、「後見人でなければできない本人の後見業務、後見事務というのはなんなのか」という整理をしておかないといけないと思っています。それは他の支援の手段で代替がつくのか。そうしないと法律行為に付随する事実行為がどんどん曖昧になってしまって、後見人が何をしているのかわからなくなる。この辺が大切かと思っています。以上です。

【井川氏】

南方さん、ありがとうございます。

それでは次に西村さん、お願いいたします。

【西村氏】

家族の立場で言えるのは、事前に知識を持つておくことと、それからいづれはお金の管理とかそういうのができなくなるかもしれないので、家族間で話し合っておくというようなことだとは思いますが。

介護保険と成年後見制度は2000年にできたんですけど、介護の情報がいっぱい流れていても、やはりその立場にならないと、(自分の)介護が始まって、「さてどこに相談にいこうか」ということになるので、後見制度もそうかなと思います。

それから認知症の人の相談を受けていると、家族の相談を受けていると、なかなか認知症の家族を受け入れられないという現実がそこにあるんですよ。その間に、後見制度についても時間を逸してしまう、そういうこともおそらく家族にはあるのではないかと考えております。

アンケートを取った段階で、やはり後見制度のことを学びたいという方が結構いらっしゃったので、2月20日に家族の会で、弁護士さんをお願いして後見制度の研修会を開催したいなというように思っております。以上です。

【井川氏】

西村さん、ありがとうございます。それでは次に、古川さん、お願いいたします。

【古川氏】

まず、行政の職員の方は異動があるので、たとえば我々もそうですけれども、人が代わったことによ

って、今までできていたことができなくなった、あるいは権利擁護についての考え方について、職員が代わったことによってがらりと変わってしまうというようなことがあってはならないと思うんですね。そういう意味では、特に行政職員の方のそういった権利擁護についての視点というのは非常に大事ではないかなというように思っています。

それから先ほど、意思決定支援とか地域連携ネットワークについても出ましたけれども、大変非常に難しいと専門職としても思っています。特にその身寄りのない人についてというものが今非常に増えていまして、いろいろなところで、たとえば施設に入れないとか契約を誰にしたらいいのかわからないとか、それはもうほとんど全国の課題になっているのではないかなと思うんですね。その中で、身寄りのない人の意思決定をどうしていくかといったことが必ず出てきます。

最近、後見をやっていると、医療機関から「終末期はどうしたらいいですか」みたいなことを聞かれることが非常に多くなってきています。そういった意味では、その人の意思を推定するのに、誰がどうしていくのかというようなことにも現実に対応していかなければならなくなっていくなと思ってきています。

でするので、いろいろな関係機関とそういったことを話し合いをしながらやっていかなければならないということと、もうひとつは、介護保険を使う場合は必ず認定を受けますよね。そのときに、本人の生活の状況だとか家族構成とか、だいたい聞くわけなんですけれども、そのときに身寄りがあるとかいないとか、疎遠だとかというのはある程度情報としてわかってくるわけですね。ただそれがうまく活かしきれないといったこともあって、そういった情報をどう活かしていくかということも考えていかなければいけないことかなと思っています。

あとたとえば我々のほうに、たまに苦情なんかも、「後見人がついてるんだけど、お金をくれない」とか「お金を払ってくれない」とかいろいろなことがくるんですね。「どうしたらいいだろう」と相談受けたりする場合あるんですけども、裁判所ともお話したことがありますけども、苦情処理の委員会だとかそういったことも今後必要になってくるだろうなというように思っています。

あと最後に、今各地に、成年後見支援センターというのが国の計画でできてきていますけど、道内ではまだ半分できているかどうかだと思います。ただいずれ法制化されるようになりますので、そうしたときに単なる手続き機関ではなく、権利擁護を広く守っていくという機関になっていくので、そういう視点というのを育てていく。それは行政職員も含めて、市民に育てていく、啓発をしていくということが非常に大事になってくるのかなというように思い

ます。以上です。

#### 【井川氏】

古川さん、ありがとうございました。

ここで、それぞれのパネリストの方から他のパネリストの方への質問、意見があったら伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

西村さん、お願いします。

#### 【西村氏】

医療の部分では、後見制度が使えないというように言われているんですけども、その辺は今どのようになっているのでしょうか。

#### 【井川氏】

この質問に対しては、小泉さん、いかがでしょうか。

#### 【小泉氏】

医療ですか。質問への回答になっているかはわかりませんが、実は後見人は医療同意権というのはなくてですね。たとえば手術をするときとかに、病院ではだいたい、「同意してください」「家族に同意をもらってください」と言われることがあると思うんですけど、後見人自体には同意権はなくて、そのために後見人をつけるということはできないんですね。

ただ、その場合に私たちがよく対応をするのは、「説明は聞けますよ」と。同意はできないけれども、聞きましたということについてはサインというか、同意はできますよというようなことで説明をして、対応をすることが多いですけども。質問に対するご回答としてあっていましたでしょうか。

#### 【井川氏】

西村さん、小泉さん、ありがとうございました。

後見人には医療同意権はないと言われるんですけど、私からすると、そもそもご家族の方にもご本人の医療同意権というのは基本的にはないはずだと思っているんですね。決められるのは本人だけで、ただ、ご本人の気持ちを汲める立場の人が誰かという、ご家族なんだろうということで回っているのかなと思うところです。本来的に医療機関というのは、同意を取れば許されるとか同意を取れないと許さないというよりも、尽くすべき説明を尽くすことが医療機関の使命なのではないかなと思っています。

先ほど小泉さんからもお話があったとおり、「説明をきちんと聞きました」と、同意ができる立場ではないですけども、「私はこれでいいと思います」といったものも医療を進める上で役に立つ方法なのかなと。

他に、南方さん、古川さんから、他のパネリストへの質問はいかがでしょうか。古川さん、お願いします。

【古川氏】

質問ではないのですが、医療同意についてなんですけれども、大変難しい問題で医療機関によっても違いますよね。「うちは同意権持っていないですよ」ということで、「わかりました」と言ってくるところもあるし、「いや、絶対同意してくれないと手術しない」というところもあるし、「こっちはこっちでどうしたらいいんだろう」というときもあります。小泉さんがおっしゃったように、「説明は聞きましたよ」ということもひとつでしょうし、ただ医療同意というのは、小さな予防注射から大きな手術まで全部、医療同意に含ませて言うこともあります。何によって何を求められているのかといったところで、どう判断するのかということだと思うんですね。輸血が必要だというときもあるでしょうし、多少切開をしなければならぬというものもあるでしょうし、本人がそこをきちんとわかっていて同意できるのであれば、本人同意がもちろんいいんですけど。たとえば本人が貧血で倒れそうで輸血をしなければいけないといったときに、同意してくれるかといわれたら、「じゃあ同意しますよ」と僕なら言ってしまいますけどね。「なんでも同意はできないから同意しないよ」ということにはならないかなと思っています。以上です。

【井川氏】

古川さん、ありがとうございました。南方さん、お願いします。

【南方氏】

私も医療同意では困っているので、経験をひとつお話いたします。

私どもも小泉さんとまったく同じで、説明は受けることができるということを申した上で、病院からどうしても署名してほしいと言われたときには、「後見人」と書いて、「説明は受けました」「説明は理解いたしました」と記載して署名をして、「先生の最善の治療をお願いします」というような形で病院では対応しています。

あと、西村さんにひとつ伺いたいのですが、先ほど、事前に知識を持っておくことが必要だというのをおっしゃっていただいて、前のところでは、相談窓口の件をお話しされました。実際、家族の会のみなさんは、「後見が必要だ」となったときに、どこに相談されているのだろうか、それとも決まっていらないのか。その辺の実情を教えていただければと思います。

【西村氏】

弁護士会とか法テラス、それから後見センターとか、そういうところがありますよということは伝えてあります。でも家族によっていろいろ違うと思うんですよね。ひとつではなくある程度、実際に行って電話をしてみて、「ああこなら」と思って相談するのではないかなと思っています。

【井川氏】

南方さん、西村さん、どうもありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

それでは、最後にみなさまから一言ずつ、まとめのお言葉をいただければと思うのですが。最後に、パネルディスカッションの締めとして、まず小泉さんから一言お願いいたします。

【小泉氏】

専門職、弁護士という立場ではあるのですが、敷居が高そうには見えますけれども、困った方を助けたいという気持ちがある団体ではありますので、気軽にご相談いただけたらと思っています。

弁護士は、得意なことと苦手なことがあります。法律は得意です。ただし、福祉は正直苦手なところがあります。ですので、そこをうまく使っていて、今回「集い」に参加されている方は、福祉職だったり行政だったりいろいろな団体の方がいらっしゃるかと思うんですけれども、私たちとしてはいろいろな方々と連携して、ネットワークを組んで必要な方に対する支援を行っていただけたらなと考えております。本日はありがとうございました。

【井川氏】

小泉さん、ありがとうございました。次に南方さん、お願いいたします。

【南方氏】

本日は、参加させていただきましてありがとうございました。現状の成年後見制度には、まだまだ改善していかないといけない点があることを改めて理解をしました。

私が思うのは、成年後見人ひとりひとりのマンパワーというんですか、力量がやはりとても大切だなと思っています。本人とか支援者の方から、「この人が後見人でよかった」と言ってもらえたら、かなりの部分の問題が解決してしまうと思っています。やはり、ひとりひとりの後見人としての力量がもつとも大切だと日々実感しています。私どもも、更新研修等々を通じてこの能力担保に努めていきたいと思っています。

今日はありがとうございました。

【井川氏】

南方さん、ありがとうございます。次に西村さん、お願いいたします。

【西村氏】

やはりお金というのは生活そのものから始まっていて、管理できなくなるところが出てくると思うんですね。家族間がうまくいってればそれもクリアできるかもしれませんが、一人暮らしだったり身寄りがなかったりという点では、やはり大変だと思うので、研修会で「後見制度ってこうだよ」ということをわかりやすく、機会を持って伝えていきたいと思っております。今日はありがとうございました。

【井川氏】

西村さん、ありがとうございます。では最後に、古川さんお願いいたします。

【古川氏】

今、西村さんが成年後見制度をわかりやすく説明していくことが大事だということをおっしゃったんですけれども、もちろんその通りで、我々専門職が「成年後見制度は財産管理制度だよ」と言ってしまうのがそもそも間違いだと思うんですね。それがあまりにも安易に使われすぎているなど私は思っています、「本当はそうではないよ」といったところをきちんと払拭していけるかということが大事で、それをきちんと一般市民の方、あるいは行政の方に、我々専門職が広めていけるか、きちんと説明ができるか、あるいは必要な人にとってもっとわかりやすい言葉で説明できるかということが一番大切なことのように思っています。以上です。

【井川氏】

古川さん、ありがとうございます。

最後に、私からも一言ということで、やはり後見を担う者として、自分だけでなんでもできるわけではなく、いろいろな職種の方と連携していくことが大事だと思っているんですが、先ほど西村さんのほうからいろいろ勉強しなければならないといったお言葉をいただいたところなんですけど、専門職の側からすると、むしろ家族の方から勉強しないといけないことが多いのではないかなと思っているんですね。

意思決定支援という意味では、ご本人の現在の意思がなかなか読み取りづらい状況で意思を読み取るヒントになるのは、ご本人の以前のことを知っているご家族に他ならないと思うんです。そういう意味では、ご家族のお話を真摯に聞くことが意思決定支援にも繋がると思いますし、もっと言うと虐待対応ということで、ご家族の方が養護者、虐待者としてされているという場面でも、実際にはボタンの掛け違いでそのような扱いをされているというだけで、

以前は関係性のよかった親子であるということもあると思うんです。そのときに、「虐待した養護者は相手方だから話をしない」とかそういうのではなく、そういった方からも事情を聞き取っていくことでご本人の意思を探っていくことに繋がる。高齢者虐待防止法では、養護者の支援というのもひとつ目標として掲げられているところで、それによってご本人とご家族の方を繋げることが目標であるという扱いをされているところですので、できれば専門職等の連携だけでなく、ご家族との連携をしていきたいと思っております。

以上で、パネルディスカッションを終了させていただきたいと思っております。それでは、司会の方に進行をお返ししたいと思います。

【司会】

先生方、ありがとうございます。

この形式でのパネルディスカッションを終了という形にさせていただきますが、これでプログラムは終了になるんですけれども、ここまでで全体を通して、皆様のほうから、せっかく各分野の代表の方がいらっしゃると思いますので、質疑があればいくつか対応したいというように思っております。

いかがでしょうか。何かあればお手を挙げていただければ、係の者がマイクを持って伺いますが、いかがでしょう。

【参加者1】

権利擁護を考える集いに参加させていただいたことに、とても感謝しています。私は札幌大で十年程度看護師をしまして、今は札幌市の特別養護老人ホームで施設の看護師をしております。

今日のお話を伺ったときに、まず、成年後見制度を利用するにあたっては、認知症の診断が絶対条件だと思いますけれど、身寄りのない方というか、家族関係が薄い方に関して、周りの方が認知症だと気づいたとしても、ご本人が「私は正常だから受診なんて必要ないわ」ですとか、徐々に徐々に認知症状は進んでいるけれども、ご家族もご親族も、施設にしていることによって人任せであったりですとか、なかなか病院受診に繋がられない。繋がったとしても、治療といってもまだ抗認知症薬で完全に認知症を改善できるわけではないという中で、やはり困りごととして金銭管理、体調管理、受診管理、そして受診の日程管理と服薬管理、高齢者に普通にあります脱水、皮膚の乾燥による健康障害などがあり、とてもケアが必要な状態です。さらに認知症がひどくなると、今度ご自分のことをケアできないので、そこへの介入も非常に大変になっているのは、私自身の仕事の中での現状です。

認知症の方の受診に関してとか、手術等治療方針の意思決定に関しては、看護師は意思決定支援とい

う業務を担いますので、その方の想い、考えを聞き出すことは大得意です。ただ医療者としては、本人の意思もあるんですけど、本人がそれを本当にいいと、治療後、術後に何かの病気の治療かを理解できるかと言ったら、そこは非常にクエスチョンが多い部分があります。もちろんご家族の場合では、ご支援していただける方もいればできないというかちょっと拒否的な方もいらしたりして、成年後見で弁護士さん、行政書士さん、司法書士さんなどさまざまな方が支援していただけるとは思うのですが、ご本人のこれまでの考えだったり生活の様子だったり理解できない部分もあり、その難しさがあるというのを先ほど現状をお伝えいただいたので、私の中ではとても勉強になりましたし、視野が広がりました。

成年後見をつけて施設を出た方もいるんですけども、お墓の問題ですとか、亡くなった後の骨を骨壺に入れるとかは、後見人の方にはしていただけないということもありまして。その方は105歳で他界されたのですが、成年後見制度を利用して成年後見人がついた方が、一生涯というかお墓に入るまで、安心して後見していただけるかといったらそうではないのかなというのがありました。私の中ではやはり人生ひっくるめてお願いしたいというのがありましたので。近くで見守っている看護師としては、制度を見直すのか少し工夫するのかというところで、やはりいい人生の終わり方を支援するということで、いろいろな方々のお力をいただければ。これからの時代、特に75歳以上の方が後期高齢になる2025年問題として、健康寿命を長くするというのもひとつ考えなければならぬですし、その方が人生的に転んだときに、どう救うかどう維持するかというところは、やはりこれからの課題なのかなという感想を持ちました。

とてもいい会を開いていただいた北海道の方、協力いただいたみなさんに本当に感謝したいと思います。どうもありがとうございます。

#### 【司会】

ありがとうございました。

改めて、今のご意見に先生方のほうから、特に成年後見制度の実情、具体的に認知症の進行度合いによってはご本人の意見が本当にそう言っているのか、それは病気だからそう言っているのか、そこら辺をどの辺まで汲み取るのか、そこら辺の実情をもし具体的にあればお伺いしてもよろしいでしょうか。

#### 【井川氏】

パネリストの方、いかがでしょうか。何点かお話があったかと思うので、個別のお話いただいてもよろしいと思いますが。小泉さん、お願いします。

#### 【小泉氏】

わかりました。小泉です。

意思決定の部分ですが、実はその部分は難しいなど私自身も感じているところです。記憶が曖昧な部分もあって恐縮なのですが、厚労省が作っている意思決定支援ガイドライン、いろいろな団体が作成したものではあるんですけども、ご本人から意向を聞くことと、またご本人のことをよくわかっていらっしゃる周辺から意見を聞くことの大切さということになっていますので、そこは明確なポイントがなくて恐縮なのですが、ご家族、ご本人に近い方から、「こういう方向性がきっとご本人の意向なのではないか」ということを汲み取りながらやっていくということがガイドラインの中に含まれているのかなと考えています。

最後のほうにお話があった死後のことなのですが、制度の立て付け上、後見人のその効力自体が亡くなった時点で終わります。亡くなった時点で効力としては終わってしまっていて、そのあとのことは「死後事務」という言い方をするんですけども、正直どこまでやるかというのは、後見人によって結構変わってきます。何か決まり事があるわけではないので、火葬まではできるようなことになっているんですけど、そのあと葬儀とか収骨とか埋葬とか含めて、どこまでやるかというのは正直、後見人によって違うのかなと私は思っていたところです。私自身は、たとえば身寄りのない方とかでしたら、火葬をやって、収骨とか墓地とかに納めるとかは葬儀業者の方と連携しながらやってはいるんですけども、そのように終わりの段階までやるということもあります。

対策として最近よく言われているのは、もし可能であれば死後事務委任といって、死後事務、どこで葬儀してとかどこで納めるとかというのを事前に委任契約を結んでおいてやるという方法があり得るのかなと思います。私からは以上です。

#### 【司会】

ご意見いただきましてありがとうございます。

会場の方で他に質疑等、ご意見でもかまいません。何かありますでしょうか。

#### 【参加者2】

後見人の申立てを行うときに、市町村申立ての場合、施設の職員とかで行うのがなかなか難しいので、司法書士さんだったり弁護士さんだったりをお願いする形が多いと思うんですけど、事前にこれだけ揃えておいたほうがいい書類というのは何かありますか。

うちの施設の場合ですけど、後見人の申請を知り合いの司法書士の先生にお願いしたことがあって、

そのときはご本人がまだある程度自分の意思を表示できたので、一般的な形、市町村申立てではなく自分で申立てという形で後見人にはなったのですが、今後認知症が進んできた状態、あるいは身内がいらっしゃらなくて意思確認が取れない状況になってくると、市町村申立てというのにも必要になってくるかなと思ったんですね。

私がおの方の申請をしたときには、初動で書類を揃えるのがなかなか大変だったのと、病院のお手紙がなかなか揃わなくてというところでなかなか進みが遅かったっていうのはあったんですけど。市町村の申立というのは、半年なり一年なりかかってくることを考えると、「これだけ揃っていると実は進みが早いんだよ」みたいなのがあればお聞きしたいなというところがあったんですが、どうでしょうか。

#### 【古川氏】

これだけ揃っていれば早いというのはちょっとわからないんですけど、まず市町村申立てでいくと、ほとんどは市町村のほうで「登記されていないことの証明書」だとかというのは取るかと思うんですけど、診断書は基本的にたぶん取りますよね。申立てに至った経緯だとかということになってくると、本人情報シート、それからその申立てに至った経緯等、それからご本人のアセスメントシートだとかそういうものはすぐ出せるようにしておいたほうがいいかなというように思います。戸籍等は市町村でないとなかなか難しいと思うので、施設はちょっと取れないでしょう。代理人でなければ、ご本人のことがなるべくわかるものがあればいいのかなというように思います。

#### 【司会】

ありがとうございます。

お時間的に、あとお一人であれば対応できるかなと思うのですが、他に何かありますでしょうか。

#### 【参加者3】

本日はわかりやすい説明、お話ありがとうございます。

今後の世の中の流れなんですけど、後見人制度というものは、今は専門職の弁護士の先生だとか司法書士の先生だとかが後見人の方を、多くて10名やっていたらいいということだったんですけども、介護の世界のケアマネジャーのように、後見人をひとつの仕事してオールマイティーに30人持っていたりとか、そのようになってく可能性はあるものかなというところをお聞かせいただきたいと思います。

「後見人」という仕事が今後できてくるのか、自分は後見人という仕事をやっているんだ、それひとつで生計を立てていけるようなものになっていくもの

なのかとの趣旨です。

#### 【古川氏】

社会福祉士の人ですけれども、独立して自分で事務所を持って、後見人を専門でやっているという人もいます。

司法書士さんとか弁護士さんも後見人をやっている方いらっしゃるかと思うんですけど、おそらくいろいろな業務の中で、後見人を業務のひとつとしてやっていたらいい方が多いのだろうと思っていますし、社会福祉士はそういうにやっている方もいますし、ケアマネの事業所を立ち上げて、後見業務をやっているという方もいますし、そこはそれぞれだと思います。「後見人一本でやるぞ」とやっている方も全国には何人かいるかなと思います。だからおかしくはないと思います。

#### 【司会】

ありがとうございます。

それでは、お時間もきていますので、これで今回の集いのほうを終了したいと思います。

最後に、パネリスト、コーディネーター、参加していただいた先生方に、感謝の意味を込めまして拍手をいただいてもよろしいでしょうか。オンラインで参加していただいた皆様も、どうもありがとうございます。

これで以上になります。